

自然保護指導員の手引き



公益社団法人

日本山岳・スポーツクライミング協会

全面改訂版 JMSCA 自然保護指導員のための「新手引き」

一目

次一

第1部

まえがき

「新手引き」の使い方

1 JMSCA の「自然保護指導員」認定制度

—日本山岳 SC 協会（以下 JMSCA）の自然保護指導員資格の取得について—

<自然保護指導員のための研修における必修項目>

(1) 新認定システムにおける JMSCA と各山岳連盟・協会ないし各ブロックとの関係

都道府県山岳連盟・協会と JMSCA の組織図

(2) 自然保護指導員の申請・更新の進め方

(3) JMSCA フレンドとの連動について（工事中）

(4) 初期研修受講義務と更新時の過去5年間の活動報告書の提出

(5) 新認定システムのフローチャート図（工事中）

2 山岳自然保護・保全活動とは

<自然保護指導員のための研修における必修項目>

(1) 「自然保護憲章」とは

(2) JMSCA 「定款」（3・4条）

(3) JMSCA 新「自然保護指導員規程」

(4) JMSCA 新「自然保護指導員取扱細則」

3 JMSCA 認定「自然保護指導員」の活動について

<自然保護指導員が習得するべき必修理解項目

・・・ご自分の関心のある分野から>

(1) JMSCA 自然保護指導員活動の基本的な理解事項

i 自然保護とは

ii 生物多様性と生態系について

iii SDGs な活動とは

iv ネイチャーポジティブとは

v 登山道について

vi 入山料について

(2) JMSCA 自然保護指導員活動における具体的な理解事項

i 腕章などの携帯の奨励

ii 指導・啓発上の注意点について

iii 既に自然保護に取り組む各都道府県の実情報

告 —登山月報の報告事項—

iv 他団体との取り組み実績

v 自然公園指導員との関係について

vi 自然保護活動と行政・土地所有者との関係における注意点

vii 登山のマナーとルール

(3) 一般登山者と共有する山域での問題点

（啓発・指導活動への指針を含む）

i 山のゴミ・山のトイレ（山での排泄行為について）

ii 山小屋を考える

iii 動物の連れ込み

iv 山中でのキャンプ(特に火の後始末)について

v 危険な動物・植物・菌類などの発見時の対応

vi 野生動物に対する姿勢

vii 野生動物にどう対するか

（野生動物に対する姿勢）

第2部

関連法規などの資料集（巻末付録）（工事中）

まえがき

日本国内における登山活動の振興を行う統括団体であった「公益社団法人日本山岳協会（日山協）」は、2017年（平成29年）4月1日、山岳、スポーツクライミング、スキー登山の3競技の統括団体として公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（通称JMSCA）と名称変更した。

JMSCAの根幹である『定款』の第3条（目的）には「安全を第一に山の環境と文化に配慮した登山の振興」が謳われ、第4条1項の法人の掲げる事業8号に「山岳自然環境の保護及び自然保护活動の推進」が明記されている。これに基づき組織管理運営規程第2条（組織）により「自然保护委員会」が設置され、同第3条において以下の業務が委員会に分掌されている。

- ア 自然環境保全の指導、啓発に関する事項
- イ 自然保護の促進に関する事項
- ウ 自然保護指導員の登録、更新、管理に関する事項

このうち「自然保护指導員」制度は、自然保护憲章の精神に則り、全国山岳地域の貴重な自然環境とともに登山の楽しさを後世に伝えるため、各都道府県加盟団体から推薦を受け認定・登録するもので、1986（昭和61）年4月1日「自然保护指導員規程」「自然保护指導員規程取扱細則」が制定されて発足した。その後「規程」は4回の、「細則」は5回の一部改訂を行い、現在に至っている。

そんな中、JMSCAでは新たに会員登録や資格登録のデジタル化の準備が進み、自然保护指導員もデジタル登録に向けた議論も始まったことを機に規程及び細則を見直し、2025年4月1日付で全面改定を行った。現在全国に約900人の自然保护指導員が登録されているが、その登録に至るプロセスや登録後の研修制度、更新条件に都道府県ごとにかなりの乖離があり、その全国統一化を図り充実した研修制度を設計したいと考えての改訂である。

そして、この研修制度を支える「自然保护指導員の手引き」も、時代の流れにそぐわない資料や記載内容に古さが目立つことから、新しい規程に沿って全面的に見直した。

変わることのない大原則として「自然保护憲章」等を踏まえつつ、現代における自然保护に関する最近の諸問題を踏まえての最新の知識や情報、新ルールやシステムなどがここに編集されている。指導員申請の初期研修時の必修の学習教材として、また、講習会やその他の研修会の基準維持の指針として、申請や更新などの手続きマニュアル、自己研鑽の材料としてご活用いただければ幸甚です。

（文責 小高令子）

「新手引き」の使い方

研修などに使用する場合

第1部・1・2は必修項目とする。JMSCA自然保护指導員として最低限知るべき項目である。

第1部3については、研修会での自然保护指導員として学ぶべき項目を分野別に網羅して収録している。いずれも、JMSCA自然保护指導員として理解することが望ましい範囲とレベルなどを設定して記述した。ポイント学習用として講師が選んだ項目を抜粋して使用できる。研修の前にその項目についての内容を確認していただきたい。

指導員個人として使用される場合

上に準じるが、先ずはご自分の興味・関心のある分野からご自由に読み進んでいただきたい。いずれもJMSCA自然保护指導員として習得しておくべき項目である。できれば全項目を習得していただきたい。

なお、各項目の記述については、文責者を明示している。この新手引きを作成するにつきワーキング・グループを結成して2年間にわたり編集作業に邁進してきた。記述内容についてのご質問などがある場合は、JMSCA自然保护委員会までお願いしたい。

（文責 山本憲彦）



1(1) 新認定システムにおける JMSCA と各山岳連盟・協会ないし各ブロックとの関係

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（JMSCA）は、日本国内における登山およびスポーツクライミングの統括団体である。各都道府県には、「山岳（・SC）連盟（協会）」（以下、「山岳連盟等」という）があり、傘下には各山岳団体や各スポーツクライミング団体、個人会員が所属している。

JMSCA は、都道府県の山岳連盟等の上部組織として、全国的な活動を支援し、調整を行っている。山岳連盟等は、全国を 9 つに分けた単位（以下、「ブロック」という）でも活動や情報を共有し、イベントや大会の開催、指導者の育成、安全対策の推進、山岳自然保護全般の推進等の各種活動をブロックでも行えるよう相互に協力し合っている。

JMSCA は、山岳連盟等およびブロックと協力

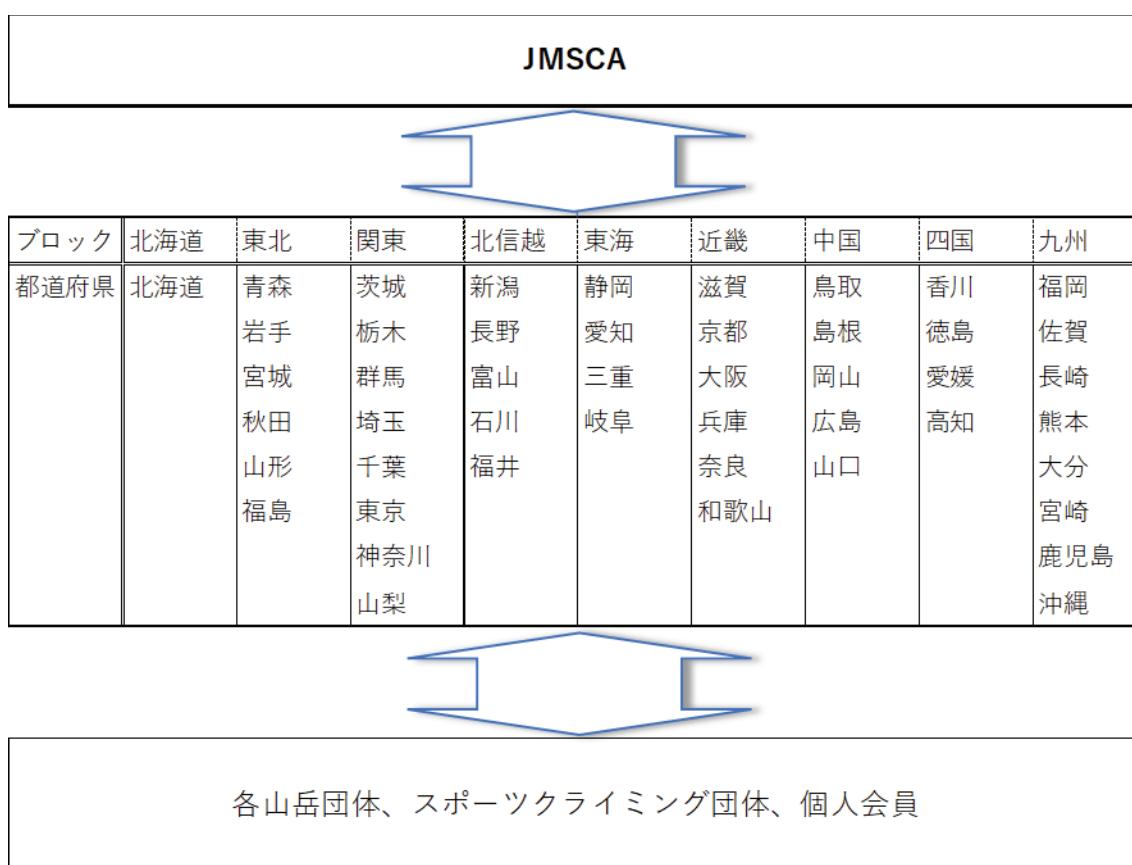
して、これらの活動が円滑に行えるよう支援するとともに、全国的な活動をしている。

その中でも、JMSCA 自然保護委員会は次の事項を主な活動としている。（JMSCA 組織管理運営規程より）

- 1) 自然環境保全の指導、啓発に関する事項
- 2) 自然保護の促進に関する事項
- 3) 自然保護指導員の登録、更新、管理に関する事項

さらに、山岳連盟等は自然保護指導員の申請受理ないし認定と JMSCA への推薦、JMSCA と連携して地域での登山やスポーツクライミングの普及・指導、自然保護活動の推進を行っている。

（文責 小島和徳）



1(2) i 自然保護指導員の資格登録・更新登録の進め方

公益社団法人日本・山岳スポーツクライミング協会（以下、JMSCA）は、指導員規程・細則を2025年4月1日より改訂した。この改訂の目的の一つが、現在全国に約900人登録されている自然保護指導員の登録に至るプロセスや登録後の研修制度、更新条件について都道府県毎にあるかなりの乖離を埋め、全国で充実した研修制度を設計することであった。

改訂された「自然保護指導員規程」および「自然保護指導員規程取扱細則」は自然保護指導員の資格取得及び資格更新に関し、以下のように定めている。

①資格登録

関連条文

『自然保護指導員規程』 第2条、第3条、第4条、
第6条

『自然保護指導員規定取扱細則』 第2条、第3条、
第4条、第5条、第7条、第8条、第9条、第
11条

新規自然保護指導員登録申請を行おうとする者（以下「申請者」）は、まず規程第2条の資格要件を満たしていることが求められる。今回改定した規程第2条2項は「自然環境保護等に関心をもち、それに必要な活動ができる者。また、その活動に付随する研修に参加し、その活動における指導及び啓発活動ができる者。」として、資格取得のハードルを大幅に下げた。その代わり、細則第2条に「各所属の都道府県山岳（・スポーツクライミング）連盟（協会）（以下、「所属岳連等」という），全国9つのブロック（以下、「ブロック」という）または本協会のいざれかによる研修を少なくとも1回は受講しなければならない」と規定し、これまで明確にされていなかった資格取得のための研修を必須とした。そしてこの要件が確実に満たされるよう、申請者は所属岳連等だけでなく、ブロックや本協会主催のいずれの研修会（オンライン参加や後日のビデオ研修も含む）の受講も可能とした。更に、これらの受講がどうしても叶わないときは、申請者は所属岳連等に対して「同等の内容を有する他の講習、研修または活動」に参加したことを証明して、申請条件を充たすことができるとした。

こうして資格取得のための研修を受けた申請者は、その旨を記して所属岳連等の自然保護委員会に指導員新規登録申請書（様式第4号）を提出し、所定の登録料を所属岳連等に振り込む（細則第9条）。

*申請書書式はJMSCAのHPからダウンロードできる。

山岳→山岳環境→自然保護指導員→ドキュメントダウンロード→自然保護指導員認定登録申請書

申請書が提出された所属岳連等の会長は、申請者が規程第2条、細則第2条の要件を満たしているかを確認後、JMSCAに指導員認定登録申請書（様式第4号）と新規登録用書式（様式第5号）を送付し登録料

（細則第9条）を払い込む（細則第3条）。JMSCAはその内容を審査し、適格であると認められるときは、登録料の着金を待って常務理事会に諮り指導員に認定され（細則第4条）、指導員認定台帳（様式第6号）に必要事項が登録される（規程第4条、細則第5条）。

指導員は、少なくとも年1回程度は自然環境保護等の活動に参加しなければならない等様々な責務が生じる（規程第3条、更新に関する第6条）。また、活動中は常に登録証（様式第1号）を携帯し、腕章（様式第2号）又はワッペン（様式第3号）を着用しなければならない（規程第3条）。

上記手続きにより自然保護指導員として登録された者についても、指導員としてふさわしくない行動があったとき等は資格を失う（規程第6条、細則第7条）。

新規指導員の申請時期は年2回の締切日を設けて資格の認定日を定め、また5年間の資格有効期間の計算については1年目を指導員認定の日から最初の3月31日までの期間を1年とする（細則第8条）。

また、規定の手数料を払って登録証を再発行することができる（細則第11条）。

②更新登録

関連条文

『自然保護指導員規程』 第5条、第6条

『自然保護指導員規定取扱細則』 第6条、第7条
第10条、第11条

前回の資格取得の翌年度の4月1日から開始して4年後の3月31日に資格の有効期限を迎える指導員は以下のよう更新登録申請を行う（規程第5条）。

更新時には過去5年間の活動歴を所定の用紙（様式第7号）に簡略に記入して、更新申請書（様式第4号）、更新登録料（細則第10条）とともに所属岳連等へ提出する（細則第6条）。

記載する活動歴は自然保護指導員として参加したあらゆる領域の活動を含み、各岳連等の会長はその審査にあたっては慎重かつ柔軟にその活動歴を査定する。そして更新推薦を行うときには、指導員登録更新申請書（様式第4号）に第10条に定める登録料を添えて、本協会会長に提出する（細則第6条、10条）。登録更新の事務は、新規指導員に準じ、細則第4条の規定に基づき行うが、常務理事会の審議は省略される。また更新時の登録番号は指導員が所属岳連を移動したときを除き、最初の登録に用いた番号が継続使用される。上記手続きにより自然保護指導員として更新登録された者についても、指導員としてふさわしくない行動があったとき等は新規登録と同様、資格を失う（規程第6条、細則第7条）。

また、新規指導員と同様、規定の手数料を払って登録証を再発行することができる。（細則第11条）。

（文責 小高令子）

1 (2) ii (別表)

JMSCA 認定自然保護指導員登録（新規・更新）の申請要領

JMSCA では、自然保護憲章を尊重し、登山者の立場で山岳地域の自然環境を永く後世に引き継いでいくことを目指し、その保全と保護を推進するために自然保護指導員を認定する制度を設けています。自然保護指導員は加盟団体からの推薦を受けて JMSCA が認定するものです。

自然保護指導員の資格（自然保護指導員規程第 2 条）

- 日本スポーツ協会公認のスポーツ指導者（アルパインクライミング）資格を保有しているか、または
- 自然環境保護等に関心をもち、それに必要な活動ができる者。また、その活動に付随する研修に参加し、その活動における指導及び啓発活動ができる者

自然保護指導員の責務（自然保護指導員規程第 3 条）

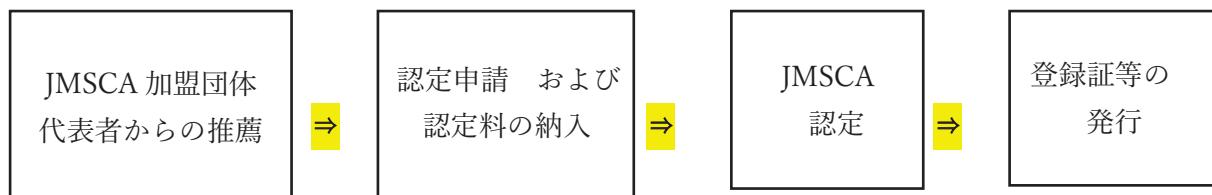
- 山岳自然環境の状況把握に努めるとともに、その保全等について協力を求める
- 自然環境保全等に関する知識・技術の研鑽に努める
- 山岳環境の現状について必要に応じ、その状況を関係機関に情報提供する

自然保護指導員の資格認定登録期間

- 5 年間（4 月 1 日から起算し、翌年の 3 月 31 日までを 1 年とする）
- 新規の中途登録は同年の 4 月 1 日から起算

認定の取得までの手続き

- 加盟団体の推薦を経て、JMSCA が認定
- JMSCA 加盟団体等の研修会等に参加し、知識・技術の研鑽が求められている
- 年齢年限はありません



登録認定の申請

- 指定様式に、必要事項を記載し、加盟団体の代表者の承認を得て、団体で一括申請する

指定様式の入手

- エクセル版の様式の入手は次をクリックし、公式 HP からダウンロードする
掲載ページの URL
<https://www.jma-sangaku.or.jp/sangaku/environment/instructor/>
ここにアクセスし、◆ドキュメントダウンロードに掲載あり

申請の時期

- 更新の場合は更新年の3月15日まで

申請書に必要な書類

- 申請書（1通）
- 送金票の写し（1通）
※電子フォーム（エクセルやPDF）での申請を！！

申請先

- 郵送の場合
〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT SQUARE 905
（公社）日本山岳・スポーツクライミング協会内 自然保護委員会
- メールの場合
info@jma-sangaku.or.jp
※申請書は個人情報を含みますので添付ファイルにはパスワードを付すなど、ご配慮下さい
- FAXの場合
03-5843-1631

登録料納付

- 認定登録料 4,000円、更新登録料 2,000円
- 送金
郵便振替にて次の口座へ送金する
口座記号・口座番号 00110-5-546693
加入者名 公社)日本山岳協会・スポーツクライミング協会
- 送金時のご注意
通信欄に自然保護指導員認定登録料内訳を記載願います。
例：認定登録 4000円×〇〇名、更新登録 2000円×〇〇名
※登録料につき、現金での納付を避けてください
※登録料は各加盟団体で一括送金をお願いします

登録通知・連絡

- JMCAでの登録が完了すると、加盟団体の文書送付先宛へお知らせ

その他

- 更新を辞退されるなどで、指導員資格を失う場合には「登録辞退報告書」の提出のこと
様式は <https://www.jma-sangaku.or.jp/sangaku/environment/instructor/>
ここにアクセスし、◆ドキュメントダウンロードに掲載あり

◎申請書類等の様式

- 認定登録・登録更新申請の様式
<https://www.jma-sangaku.or.jp/sangaku/environment/instructor/>
ここにアクセスし、◆ドキュメントダウンロードに掲載書式からお選び下さい

1 (4) 初期研修受講義務と更新時の過去5年間の活動報告書の提出

自然保护指導員の資格取得のための研修及び更新時の活動報告書に関する規定は以下のとおりである。

2025年4月1日付けで、現在全国に約900人登録されている自然保护指導員の登録に至るプロセスや登録後の研修制度、更新条件について都道府県毎にあるかなりの乖離を埋め、全国で充実した研修制度を設計することを目的とした指導員規程および同細則の改正を行った。

①資格取得のための研修会受講義務

関連条文

『自然保护指導員規程』 第3条第3項

『自然保护指導員規程取扱細則』 第2条

自然保护指導員規程第2条に該当し指導員資格を取得しようとする者は、規程第3条3項により「本協会又は所属岳連等若しくは各地域ブロックが実施する研修会、講習会又は自然保护諸活動等（以下「研修会等」）に出席し、自然保护等に関する知識及び技術の研鑽に努める責務を負う」と規定されている。まず、資格取得の際には、本協会の規定する「指導員の手引き」等により、指導員として必要な項目を理解し習得することを目指し、各所属の都道府県山岳（・スポーツクライミング）連盟（協会）（以下、「所属岳連等」という），全国9つのブロック（以下、「ブロック」という）または本協会のいづれかによる研修会を少なくとも1回は受講しなければならない（細則第2条1項）とされる。

また、いづれの研修会も受講できない場合には、同等の内容を有する他の講習、研修または活動などにより申請条件をみたすことができると、救済措置を講じている。ただし、その場合申請者は、所属岳連等に対して初任者研修会に準じる研修会等の受講か活動かの証明義務がある。

これまで、所属岳連の研修会と日程が合わない場合次年度まで資格取得申請を待たなければならなかつたが、全国どの岳連やブロック主催の研修会、または同等の内容を有する他団体の研修会の受講等でも資格の申請をすることができるとした一方、これまで、申請すれば自動的に資格が付与されたといった悪弊も断ち切ることになる。

資格取得の要件を緩和してハードルを下げたが、一方指導員には研修会、講習会又は自然保护諸活動等（以下「研修会等」）に出席・参加し、自然保护等に関する知識及び技術の研鑽に努める義務を明確にし、そのための学びの場を広く提供しようというものである。

②更新時の過去5年間の活動報告書の提出

関連条文

『自然保护指導員規程』 第3条 第5条

『自然保护指導員規程取扱細則』 第6条

規程第3条は自然保护指導員に対し

1 山岳自然環境の状況把握に努め、必要に応じ所属岳連等の構成員又は一般登山者等に自然保护等について理解及び協力を求めるための諸活動をするものとする。

2 指導員は、活動中は常に登録証を携帯及び腕章又はワッペンを着用しなければならない。

3 指導員は、本協会又は所属岳連等若しくは各地域ブロックが実施する研修会、講習会又は自然保护諸活動等（以下「研修会等」）に出席し、自然保护等に関する知識及び技術の研鑽に努めるものとする。

4 指導員は、山岳及びそれを取り巻く環境について、必要に応じその状況を関係機関に連絡し、適宜連携して活動するものとする。

等の様々な責務を規定する。また、少なくとも年1回程度は自然保护等の活動に参加し、原則として5年毎に過去5年間の活動歴を所属岳連等へ提出することが、登録更新の要件である（規程第5条）。

5年を経過し細則第6条に規定する指導員資格の更新をしようとする者は、所定の用紙（様式第7号）に過去5年間の指導員としての活動の記録を簡略に記入して各所属岳連等の会長に提出するものとする。なお、ここにいう活動には、主催者が否か、室内か野外かなどは問わず、自然保护指導員として参加したあらゆる領域の活動を含むと規定している。

そして、2項では、登録を更新するために少なくとも年1回または5年間に5回程度、前項に掲げる活動に参加しなければならないと規定しているが、例えば諸般の都合で全く活動できない期間があったとしても、5年の間に5回の活動があれば更新条件を充たすこととで、更新条件を緩和している。

（文責 小高令子）

2(1) 自然保護憲章とは

自然は、人間をはじめとして生けとし生けるものの母胎であり、厳粛で微妙な法則を有しつつ調和をたもつものである。

人間は、日光、大気、水、大地、動植物などとともに自然を構成し、自然から恩恵とともに試練をも受け、それらを生かすことによって文明をきずき上げてきた。

しかるに、われわれは、いつの日からか、文明の向上を追うあまり、自然のとうときを忘れ、自然のしくみの微妙さを軽んじ、自然は無尽蔵であるという錯覚から資源を浪費し、自然の調和をそこなってきた。

この傾向は近年とくに著しく、大気汚染、水の汚濁、みどりの消滅など、自然界における生物生存の諸条件は、いたるところで均衡が破られ、自然環境は急速に悪化するにいたった。

この状態がすみやかに改善されなければ、人間の精神は奥深いところまでむしばまれ、生命の存続さえ危ぶまれるにいたり、われわれの未来は重大な危機に直面するおそれがある。しかも、自然はひとたび破壊されると、復元には長い年月がかかり、あるいは全く復元できない場合さえある。

今こそ、自然の厳粛さに目ざめ、自然を征服するとか、自然は人間に従属するなどという思いあがりを捨て、自然をとうとび、自然の調和をそこなうことなく、節度ある利用につとめ、自然環境の保全に国民の総力を結集すべきである。

よってわれわれは、ここに自然保護憲章を定める。

自然をとうとび、自然を愛し、自然に親しもう。

自然に学び、自然の調和をそこなわないようにしよう。

美しい自然、大切な自然を永く子孫に伝えよう。

一 自然を大切にし、自然環境を保全することは、国、地方公共団体、法人、個人を問わず、最も重要なつとめである。

- 二 すぐれた自然景観や学術的価値の高い自然は、全人類のため、適切な管理のもとに保護されるべきである。
- 三 開発は総合的な配慮のもとで慎重に進められなければならない。それはいかなる理由による場合でも、自然環境の保全に優先するものではない。
- 四 自然保護についての教育は、幼いころからはじめ、家庭、学校、社会それぞれにおいて、自然についての認識と愛情の育成につとめ、自然保護の精神が身についた習性となるまで、徹底をはかるべきである。
- 五 自然を損傷したり、破壊した場合は、すべてすみやかに復元につとめるべきである。
- 六 身近かなところから環境の浄化やみどりの造成につとめ、国土全域にわたって美しく明るい生活環境を創造すべきである。
- 七 各種の廃棄物の排出や薬物の使用などによって、自然を汚染し、破壊することは許されないことである。
- 八 野外にごみを捨てたり、自然物を傷つけたり、騒音を出したりすることは、厳に慎むべきである。
- 九 自然環境の保全にあたっては、地球的視野のもとに、積極的に国際協力を行うべきである。

昭和 49 年 6 月 5 日

自然保護憲章制定国民会議

自然保護憲章制定の経緯

第 8 回国立公園大会（1966 年）で「自然保護憲章早期制定」を満場一致で可決。その後、1968 年（昭和 43 年）4 月に行われた「自然公園制度のあり方にに関する自然公園審議会答申」において、「自然保護憲章」の制定に関する国民運動を推進すべき旨を指摘されたことなどに呼応して、1974 年（昭和 49 年）1 月 18 日に、国民の各界を代表する全国的な団体 39 団体と 32 人の学識験者より成る自然保護憲章制定国民会議準備委員会が結成、自然保護憲章制度国民会議（森戸辰男議長）が組織され、1974 年（昭和 49 年）6

月 5 日にわが国の全国的組織体 149 団体で組織する自然保護憲章制定国民会議で全国民的な憲章として制定に至った。

発祥の地

JR 伯備線・江尾駅から北東に 12km、米子道・蒜山 IC より北北西に 8km に自然保護憲章の発祥の地がある。そこは、大山国立公園・鏡ヶ成国民休暇村地区で、第 8 回国立公園大会が 1966 年（昭和 41 年）8 月 9 日から 10 日の 2 日間、開催された。この大会で、参加者一同により、自然保護憲章制定促進の決議が採択されたのである。日本中が開発一色に染まっていた高度成長期の 1966 年、「国立公園の自然破壊を無視して、大会はあり得ない」と地元の登山愛好家が大山の現状を訴えたと言う。

鏡ヶ成の「休暇村奥大山」と「鏡ヶ成ロッジ」の間の広々とした草原の中に、自然石に「自然保護憲章発祥の地」と刻まれた石碑が建っていて、決議が採択された証となっている。採択から 30 年を経て 1996 年 4 月に石碑が完成した。この石碑は「自然保护憲章制定 20 周年」を記念して、憲章の更なる高揚と適正利用を促進して、合わせて発祥の地を内外に周知させるため建てられた。年を重ねることで崇高な自然保护憲章の理念が忘れ去られに様にするため、地元の熱意が込められて建てられた。碑には当時の西尾邑次鳥取県知の書で刻まれている。

鏡ヶ成は 大山隠岐国立公園の中心的存在である大山(だいせん)の主峰の南側に位置しており、鳥ヶ山・象山・擬宝珠山に囲まれた 標高 930m の盆地状の高原である。「鏡のように平ら」な地形から この地名がついたと言われる。

(清水谷登著「日本に一つしかない石碑（いしふみ）」を参考にした。



(鏡ヶ成は 大山隠岐国立公園の中心的存在である大山(だいせん)の主峰の南側に位置しており、鳥ヶ山・象山・擬宝珠山に囲まれた 標高 930m の盆地状の高原である。「鏡のように平ら」な地形から この地名がついたと言われる)

2(2) 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会 定款第3条、第4条

第2章 目的及び事業

【目的】

第3条 この法人は、わが国における登山界、スポーツクライミング界及び山岳スポーツ界の統轄に関する事業を行い、これを代表する団体として、安全を第一に山の環境と文化に配慮した登山、スポーツクライミング及び山岳スポーツの普及振興を図り、もって国民の心身の健全な育成に寄与することを目的とする。

【事業】

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 登山、スポーツクライミング及び山岳スポーツの普及振興
- (2) 登山、スポーツクライミング及び山岳スポーツに関する大会等の開催
- (3) 登山、スポーツクライミング及び山岳スポーツに関する競技力の向上
- (4) 登山、スポーツクライミング及び山岳スポーツに関する指導者の養成と資格認定

(5) 登山、スポーツクライミング及び山岳スポーツに関するルールの制定

(6) 登山、スポーツクライミング及び山岳スポーツに関する用具の研究・開発・検定と公認

(7) 山岳遭難及びスポーツクライミングにおける事故の予防と遭難・事故対策に関する調査研究および指導

(8) 山岳自然環境の保護及び自然保護活動の推進

(9) 登山、スポーツクライミング及び山岳スポーツに関する図書の出版と機関誌の発行

(10) 海外登山・クライミングの啓発及び指導と国際交流

(11) 事業の推進に資するため、物品等の販売事業

(12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、国内及び海外において行うものとする。

2(3) 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会 自然保護指導員規程

(目的)

第1条 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下、「本協会」という。）は、自然保護憲章を尊重し、登山者の立場で山岳地域の自然環境を永く後世に引き継いでいくことを目指し、その保護及び保全（以下、「保護等」という。）を推進するために自然保護指導員（以下、「指導員」という。）の制度を設ける。

(資格)

第2条 指導員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちで都道府県山岳（・スポーツクライミング）連盟（協会）（以下、「所属岳連等」という。）会長が申請条件を確認の上で推薦し、本協会会長が認定・登録した者とする。なお、資格取得に関する手続きは別に定めるところによる。

（1）公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（山岳）。

（2）自然環境保護等に関心をもち、それに必要な活動ができる者。また、その活動に付随する研修に参加し、その活動における指導及び啓発活動ができる者。

(責務)

第3条 指導員は、山岳自然環境の状況把握に努め、必要に応じ所属岳連等の構成員又は一般登山者等に自然環境保護等について理解及び協力を求めるための諸活動をするものとする。

2 指導員は、活動中は常に登録証（様式第1号）を携帯し、腕章（様式第2号）又はワッペン（様式3号）を着用しなければならない。

3 指導員は、本協会又は所属岳連等若しくは各地域ブロックが実施する研修会、講習会又は自然保護諸活動等（以下「研修会等」）に出席し、自然環境保護等に関する知識及び技術の研鑽に努めるものとする。

4 指導員は、山岳及びそれを取り巻く環境について、必要に応じその状況を関係機関に連絡し、適宜連携して活動するものとする。

(登録)

第4条 指導員は、本協会に登録されることにより、その資格を生じる。

2 指導員の登録の手続き及び登録料は、別に定めるところによる。

(登録更新)

第5条 指導員は、少なくとも年1回程度は自然環境保護等の活動に参加し、原則として5年毎に過去5年間の活動歴を所属岳連等へ提出して、登録更新を行うものとする。ただし、第1回目の登録更新に当たっての期間の計算は指導員認定の日から最初の3月31日までの期間を1年として計算する。

2 更新の時期は、5年毎4月1日とする。

3 更新の手続き及び更新料については、別に定めるところによる。

(資格の喪失)

第6条 指導員は、次の各号のいずれかに該当するなど指導員としてふさわしくないと本協会会長が認め、常務理事会が承認したときは、その資格を喪失する。ただし、指導員が死亡したときは、本文の規定にかかわらず、死亡をもって資格を喪失したものとみなす。

（1）自然保護関係法令に違反するなど自然保護の精神に反する行為をしたものと認められる者。

（2）本協会又は所属岳連等の定款及び諸規程に違反した者。

（3）登録の更新を行わなかった者。

（規程の改廃）

第7条 この規程は、理事会で改廃することができる。

付 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

平成17年11月14日に一部改定。

平成20年4月1日から施行する。

平成26年5月20日から施行する。

平成29年9月14日から施行する。

令和元年7月11日から施行する。

令和7年4月1日から施行する。”

2(4) 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会 自然保護指導員規程取扱細則

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下、「本協会」という。）の自然保護指導員規程（以下、「規程」という。）

第2条所定の自然保護指導員（以下、「指導員」という。）の認定及び登録手続き等を定めることを目的とする。

(資格の取得)

第2条 規程第2条に該当し自然保護指導員資格を取得しようとする者は、各所属の都道府県山岳（・スポーツクライミング）連盟（協会）（以下、「所属岳連等」という），全国9つのブロック（以下、「ブロック」という）または本協会のいずれかによる研修を少なくとも1回は受講しなければならない。この研修は本協会の規定する「指導員の手引き」等により、指導員として必要な項目を理解し習得することを目指すものである。

また、この研修を実施した上記機関は、資格申請者に対し研修会の受講証を速やかに交付しなければならない。

なお、この研修に替えて同等の内容を有する他の講習、研修または活動などにより申請条件をみたすことができるが、その場合申請者は、所属岳連等に対してそれらを受講したことを証明しなくてはならない。

2 規程第2条(2)に定める指導員の活動とは、自然観察会への参加、登山道の修復作業への参加、自然に関する講習会への参加、植生の回復や保護及び保全などの活動等々、各所属岳連等の実情に応じ、山岳環境の保護及び保全（以下、「保護等」という）に関するあらゆる活動を含むものとする。

(推薦)

第3条 各所属岳連等の会長が規程第2条に定める指導員の推薦を行うときは、指導員認定登録申請書（様式第4号）と初回登録用書式（様式5号）に第9

条に定める登録料を添えて、本協会会長に提出するものとする。

(認定)

第4条 本協会会長は所属岳連等の会長から新規指導員認定登録申請書等を受理したときは、その内容を審査し、適格であると認められるときには、常務理事会に諮り、指導員に認定する。

2 本協会会長は前項の規定により指導員として認定したときは、その旨を規程第3条に定める登録証及び腕章を添えて所属岳連に通知するものとする。

3 前2項にかかる審査及び事務は、自然保護委員会（以下、「委員会」という。）が処理する。

(登録)

第5条 本協会会長が、指導員として認定したときは、指導員認定台帳（様式第6号）に登録番号・生年月日・氏名・性別・住所・所属団体名・メールアドレスその他必要事項を記載するものとする。

2 登録番号は、所属岳連等毎に所属岳連等のコード番号及び認定順の一連番号の組合せとする。登録番号の認定は、委員会が担当する。

(登録更新)

第6条 登録を更新しようとする指導員は、更新申請時に所定の用紙（様式第7号）に過去5年間の指導員としての活動の記録を簡略に記入して各所属岳連等の会長に提出するものとする。なお、ここにいう活動には、主催者か否か、室内か野外かなどは問わず、自然保護指導員として参加したあらゆる領域の活動を含む。各岳連等の会長はその審査にあたっては、慎重かつ柔軟にその活動歴を査定して更新推薦を行うものとする。ただし、所属岳連等の会長が更新が適当でないと認める者についてはこの限りではない。”

2 自然保護指導員は、登録を更新するために少なくとも年1回または5年間に5回程度、前項に掲げる活動に参加しなければならない。

3 各所属岳連等の会長が規程第5条に定める指導員の更新を行うときは、指導員登録更新申請書（様式第1号）に第10条に定める登録料を添えて、本協会会長に提出するものとする。

4 登録更新の事務は、第4条の規定に基づき行うものとする。ただし、更新者については、常務理事会の審議は、省略できる。

5 更新時の登録番号は、最初の登録に用いた番号を継続使用する。ただし、指導員が所属岳連を移動したときは、この限りではない。

(登録の取消)

第7条 自然保護指導員として登録された者について、所属岳連等の会長より登録の取消の申請があつたときは、常務理事会に諮り、その可否を決する。

(申請時期及び期間計算)

第8条 新規指導員および更新の申請時期については以下のとおり、年2回の締切日を設け、それぞれの資格の認定日を定める。

3月31日までの申請については4月1日より

9月30日までの申請については10月1日より

2 上記申請時期による資格の有効期間の計算は、規程第5条により1年目を指導員認定の日から最初の3月31日までの期間を1年とし、翌年度の4月1日から開始して4年後の3月31日を終期とする。

(登録料)

第9条 規程第4条に定める新規登録料は、4,000円とする。ただし、登録料の内500円については、所属岳連の事務費として還付するものとする。

(登録更新料)

第10条 規程第5条に定める登録更新料は2,000円とし、内500円を取扱い事務費として所属岳連に還付する。”

(再発行)

第11条 紛失汚損等に伴う登録証の再発行手数料

は、1,000円とする。

(規定の改廃)

第12条 この細則は、理事会で改廃することができる。

付 則

この細則は、平成2年7月12日から施行する。

この細則は、平成11年4月1日に一部改定。

この細則は、平成17年11月14日から施行する。

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

この細則は、平成26年5月20日から施行する。

この細則は、平成29年9月14日から施行する。

この細則は、令和元年7月11日から施行する。

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

3 (1) i 自然保護とはどういうことか

自然保護とは生物の多様性を守ること

・「生物多様性基本法 2008」前文には生物多様性が次の様に述べられている。

「生命の誕生以来、生物は数十億年の歴史を経て様々な環境に適応して進化し、今日、地球上には、多様な生物が存在するとともにこれを取り巻く大気、水、土壤等の環境の自然的構成要素との相互作用によって多様な生態系が形成されている。」生物多様性は、生態系の多様性、種の多様性および同じ種内の遺伝子の多様性という3つのレベルで構成されている（図1）。



図1：生物多様性3つのレベル

・生態系とは、まとまった一定の地域に生存する生物群が食物連鎖を通じて共存し、閉じられた物質循環系を維持している状態を言い、公園の池、里山、森林、山岳、河川、平野部、海岸部、沿岸部などの小、中規模の生態系から温帯落葉広葉樹林生態系、サバンナ生態系、砂漠生態系などの大規模なものまであり多種多様である（図2）。

生物は地球の現在における環境条件（岩石、土、水、大気、日光などの）でしか存在できない。その観点

からは地球そのものが大きな生態系であると見ることができる。人間は生物の一種であり、他の多様な生物とのつながり（食物連鎖、物質循環）の中でしか生存できない。したがって豊かな自然を荒廃させ、生物多様性が失われていくことは人類の生存基盤を人類自ら掘り崩していることになる。注1)



図2：多様な生態系

・「自然は人間に豊かな恵み（生態系サービス）（図3）をもたらすものであると同時に種々の脅威、災害をもたらすものであり、感謝と畏敬の念をもってその理（ことわり）に従って生きていく事が大切である。」（「生物多様性国家戦略 2023-2030 概要版」より）



図3：生態系サービス

・自然保護、保全（Nature Conservation）とは、この地球上の生物の多様性を守ることであり、各生態系の持つ復元力と恒常性、持続性を破壊しない範囲内で適正に利用することである。このことによって地球環境や地域の生態系を守り、他の生物、自然と共生する生活を持続させることである。

注2)

世界と日本の生物多様性は危機にある

現在、全世界的に生物の多様性は失われ続けており、日本も同様な状況にある。

日本の生物の多様性には要因の異なる4つの危機が影響を与えていている。

第1の危機：「開発など人間活動による危機」

人間活動が引き起こした負の要因による生物多様性への影響。

開発などによる生息・生育地の減少や環境の悪化、生きものの乱獲・盗掘などによる個体数の減少。また、太陽光発電や、風力発電も導入方法などによっては生態系に悪影響を与えることがある。

第2の危機：「自然に対する働きかけの縮小による危機」

里地里山の管理の減少、シカ、イノシシ、クマの分布域拡大など。

第3の危機：「人間によって持ち込まれたものによる危機」

外来種や化学物質など人によって持ち込まれたものによる危機。

第4の危機：「地球環境の変化による危機」注3)

気温の上昇、降水量の変化、強い台風の頻度の増加などの気候変動、海洋の酸性化による生物多様性への影響。（「生物多様性国家戦略 2023-2030 概要版」より）

・ネイチャーポジティブ 2022年生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で「昆明・モントリオール生物

多様性枠組」が採択され、自然と共生する世界を2050年までに実現するため、「自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること」、これをいわゆる「ネイチャーポジティブ」と言っているが、このことを2030年までのミッションとしている。これは現在、進行している生物多様性の損失増大を2030年の前に止め、2030年には増大基調に持ち上げようというミッションである。このために、環境省は陸と海の30%以上を

効果的に保全する「30by30目標」を達成するために国立公園の保護地域だけではなくOECM(Other Effective Area-based Conservation Measures:保護地域以外で生物多様性保全に資する地域 例:里山、田んぼ、都市緑地、ビオトープなど)を含めた場の保全と再生に取り組むとしている。このため、企業、団体、個人等の積極的な参画を呼び掛けている。詳しくは後述の「ネイチャーポジティブ」セクションを参照されたい。

山岳の自然保護・保全

・山岳は自然の多様性を構成する重要な部分である。ある山域の山麓から中腹、山頂部に至るまで一つの生態系を構成している。われわれ登山者はこのフィールドを活動の本域として山岳における生物多様性回復と維持のため貢献していく必要がある。一部の山域ではオーバーユースによって登山道荒廃、裸地化拡大、生物多様性の損失、シカやイノシシなどによる在来植生の減少、希少種の消滅などが急速に進行しつつあり、そこに生息している動物も多くが絶滅の危機に瀕している。また、気候変動による温暖化のため、本邦においても全世界的にも森林限界の上方遷移が観測されるようになっている。そのため、南アルプス、中央アルプスや妙高連峰などの山岳では高山植物帯が上方に移動しているので、そこを生息域とするライチョウが大きな影響を受け、妙高連峰の火打山では絶滅の危機に瀕しているなどの事態が生じている。^{注4)}

オーバーユースや気候変動による大雨の頻発等の影響によって全国各地の山岳において登山道表土が踏掘によって失われ、そこに多量の雨水、融雪水が流れで登山道が深く侵食され、登山道周辺の裸地化、

植生喪失や斜面崩壊、景観破壊などが引き起こされている。

・日本の山岳は多様で優れた景観美、豊かな動植物相等を有し、世界にも誇れるものであろう。しかし、100名山ブームや有名山岳に登山者が集中し、オーバーユースによる登山道荒廃、未熟登山者の無謀登山、一部山岳の混雑、遭難事故などが問題になっている。逆に、多くの山岳では登山者の減少や登山道管理が不十分のため登山道が廃道化したりなどしている。このような現状をなんとか食い止め、植生を保護し、毀損登山道を修復、復旧するための保全活動を起こし、あるいは保全ボランティア団体等に加入して活動する必要があり、日本全国の山岳・山域において既に永年にわたり保全活動に携わっている自然保護指導員の方がおられるし、さらに多くの方々に活動に関わってくださることをお願いしたい。この美しく優れた山岳の生態系、生物多様性を未来世代のために引き継いでいく作業はわれわれ自然保護指導員の果たすべき役割であろう。

登山道の管理問題

・現在、日本の山岳の登山道の半数以上が管理者の無い状況になっている。国立公園内においても管理者がいない登山道が多数存在している。詳しくは

「登山道の管理」のセクションを参照されたい。

トレイルランニング、マウンテンバイク問題

・トレイルランナーの大会が多くの山岳地において開催されるようになった。山岳の大自然の中のランニングは爽快で楽しいものであり、マラソンの延長

から、あるいは登山者の中からもトレイルランニングを楽しむ人も増えている。しかし、トレイルランニング大会の開催によって一時期に脆弱な登山道を

多数通過する結果、登山道の痛め付けや一般登山者との軋轢、トレイルランナーの負傷、遭難などの問題が発生している。JMSCAとしてはトレイルランそのものに反対するものではないが、国立公園、国定公園の特別保護地区を走行することには賛成できないという立場である。環境省は「国立公園内で開催されるトレイルランニング大会等におけるモニタリングの手引き」を発行し、各地方公共団体に対しても国定公園、県立自然公園内の大会に対してもこれに

準拠した対応を行うよう要請している。当自然保護委員会でも「ハセツネカップ」、「新潟トレイルランナーズ」などの大会に対して特別保護地区での走行を行わないよう要請し、この要請が主催団体に受け入れられるようになった。真摯な話し合いが問題解決のために重要である。

マウンテンバイク大会についても同様な問題が発生しており、また発生の可能性があるが、同様に対応していく必要があろう。

参考

・注1) 現在では人間が地球上の生態系の高次消費者として頂点に立っている(図4)。地質年代的には新生代第四紀人新世であるとも言われるようになっている。これは、現在堆積しつつある世界中のもっとも新しい地層に人類の生産、消費活動等による化石燃料由来の廃物質が含まれ、核実験による放射性物質が含まれる等、産業革命前の地層には存在しない痕跡が残されることになったこと、また、地球上の全生物(植物、動物)の質量総和よりも人工物(道路、建造物など)の質量総和が大きくなり、あるいは二酸化炭素の放出が気候変動を引き起こすなど人間の営為が生物多様性の劣化、水、大気のような地球規模の環境に支配的な影響を及ぼすようになったこと等が理由となっている。

注2) 地球は太陽系のハビタブルゾーン(水が液体の状態で存在できる距離などの条件下にある領域)図5にある岩石惑星であり、適度の質量があるため水と大気が保持されている。21世紀の現時点では生命体の存在が確認されている唯一の天体。この極めて稀な条件下で数十億年前に海中に光合成を行なうシアノバクテリアが発生、大気中に酸素が供給されて大気中の二酸化炭素が減少して大気温度が低下、更に多くの植物そして動物の誕生に適した環境に変化してきたと言われている。

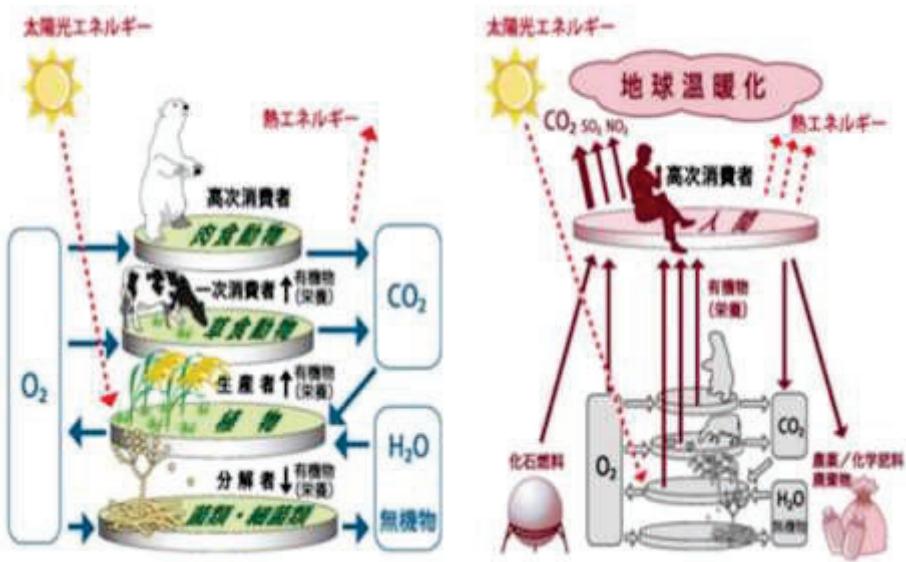


図4:生態系の頂点に立つ人間

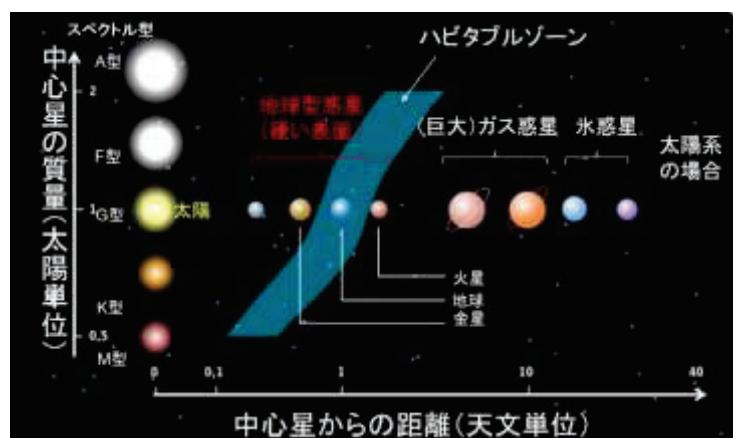


図5:ハビタブルゾーン(「天文学辞典 日本天文学学会」)

・注 3) 二酸化炭素の微量の変化で地表面付近の大気温は大きく変化する。

2022 年の大気中二酸化炭素の世界平均濃度は約 420ppm (0.042%) で現在年約 2ppm ほど上昇している。濃度が 2 倍になると約 2°C 大気温が上がる（真鍋淑郎、2022 年ノーベル物理学賞受賞）と言われている。気温上昇を産業革命前より 1.5°C 以下に抑えないとこの平衡状態が不安定な状態（地球沸騰化）に遷移していき、更に気温上昇すると後戻りできなくなるティッピングポイントを越えて気候変動の制御が不可能な状態に陥り、生物多様性も大きく損なわれることになる。

・注 4) 火打山周辺は日本最北かつ最小のライチョウ生息地である。生息数はここ 20 年程の間 20~30 羽程度で推移している。火打山～焼山の頂稜から下部標高 2200m ほどまでが高山植物帯になっているが、近年、温暖化による小雪傾向が顕著で、ここにイネ科などの草本類やダケカンバ、ミヤマハンノキなどの灌木が下部から進出してきている（図 6）。高山植物帯が上方に遷移することによって餌場となる高山植物帯の面積が減少してきている。妙高連峰では高山帯域が狭小のため将来消滅の可能性もある。また、ハイマツの樹高が高くなつてライチョウの営巣、捕食者からの退避が困難になっている。



図 6：火打山山頂付近（イネ科植物やダケカンバ、ミヤマハンノキなどが高山帯に進出）

このような状況のため、この山域のライチョウは絶滅の危機に瀕している。

このライチョウ保護のため環境省、地元自治体、ボランティア等が懸命にイネ科植物、灌木の除去等の作業を行なっておられる。このような活動はもちろん必要で尊いものではあるが、長期にこのような保全作業を継続していくかは不明である。この山域のライチョウを将来に亘って守っていくために根本的には一刻も早く気候変動による温暖化を止め、妙高連山の山麓から頂稜までの生態系全体を保全していくことが必要であろう。

文責 伊藤 直)

3 (1) 3 SDGsな活動

自然保護活動を進める上で、行政と連携することは非常に重要である。自然保護指導員はリーダーとしてSDGsを理解し、15の目標にむけ活動の実践に取り組む。

SDGsについて

Sustainable Development Goals の略語で「持続可能な開発目標」と訳されている。

2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際社会全体の目標であり17のゴール（世界的目標）、169のターゲット（課題）、そして232の指標から構成されている。

SDGsの目標1～17のうち15は陸域生態系の保護、回復、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

目標15に取り組むことは、目標13の気候変動の対策、14の海洋と海洋資源の保全とも結びつく地球環境、自然環境を保護することに繋がる。

JMSCA自然保護指導員として、SDGsを理解し山岳地域の適正な利用推進のため、自然環境の保護や保全等、下記について実践して行く。

1、地域の取り組みに参加する

- ・植生調査・登山道点検整備・植栽、植樹作業・自然観察会・研修会（地質、水質、動植物の生態等）・保全作業方法等の勉強会・清掃活動（清掃登山）

- 大山での一木一石運動の実践 ○ごみの持ち帰り運動

2、協力者に呼び掛ける。

- ・参加者への呼び掛け・取り纏め（やりがいや達成感を伝える）
- ・腕章の着用により保護・保全活動の関心を一般登山者に広げる
- ・多くの登山愛好者へも自然保護の重要性に理解と協力を願う。

3、関係者、関係機関と問題点・成果等を提供、共有する

- ・異常（登山道の崩壊、道標の崩壊、倒木、盗

掘等）、問題・疑問点など確認した事項

4、情報を収集する。

- ・一般登山者を含む多くの方を対象に情報を収集（迷い道、落石等の危険個所、登山道の渋滞箇所、異常な臭気（活火山）、道標の不備箇所等）

5、登山マナーを推進する。

- ・ゴミの持ち帰り（含 放置ゴミ）・火器の取り扱い・盗掘禁止・植物の踏み込み（植物保護、裸地化対策）・トイレキットの推奨・トイレキットを登山道通行時に携帯

6、外来種の侵入防止に注視する。

- ・各地域の生態系を変える動植物の外来種導入阻止・制御・撲滅

7、持続可能な開発（水力発電・太陽光・風力発電とCO2削減）…建設時の自然破壊や景観悪化に関するため自然保護指導員の役目には重過ぎる課題ではあるが、各自がよく考えておくべきテーマである。



頂上東壁の崩落



マット7.5メートル杭打ち



植栽作業



縦走路の崩落対策と植栽

(文責 松塚明則)

3(1)iv ネイチャーポジティブ

「ネイチャーポジティブとは」

ネイチャーポジティブとは日本語に訳すと「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指す。今の地球は過去1,000万年間の平均と比べて10倍～100倍もの速度で生物が絶滅していくなど、「ネガティブ」の状態にある。この状況から、2030年までにこれまでの自然環境保全の取り組みだけでなく、経済から社会、政治、技術までの全てにまたがって改善を促していくことで、自然が豊かになっていく「ポジティブ」の状態にしていくことがネイチャーポジティブの趣旨である。2022年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）や、G7 2030年自然協約などにおいてもその考え方方が掲げられるなど、国際的な認知度も高まっているキーワードである。

ネイチャーポジティブを達成するために、個人・団体を問わず全員が連携して取り組んでいかなければならない。温室効果ガスの削減目標や SDGs、パリ協定（※）など、さまざまなカテゴリーにおける目標もネイチャーポジティブを達成するための活動である。

JMSCA 自然保護指導員としても、生物の種の数が回復し、生態系が豊かになるような取り組み、活動が求められている。具体的な取り組みとして、生態系を脅かす鹿への対処、外来種から地域固有の生き物を守る駆除活動、病害虫対策などがあげられる。これらはすべて生物多様性に富んだ森林が本来持っている機能を回復させるための活動である。全国の自然保護指導員とともに、生態系保全のためにも参加できる活動に積極的に取り組んでいきたいものである。

（※）2015年12月12日にフランスのパリで採択された、気候変動に関する協定のこと。産業革命前と比べたときの世界の平均気温を「+2度未満」に抑えながら、「+1.5度未満」を目指すという目標を立てています。

（文責：阿部幸子）

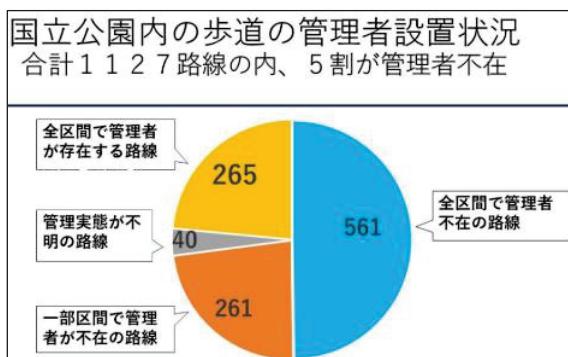
3(1)V 登山道、どう守る —登山道整備を進めるために—

登山道は誰が管理するのか *3 参照

2020 年のコロナ禍による有人山小屋の休業や経営難で、山小屋が行ってきた山小屋周辺の登山道整備が行われない状況になった。また、その他山域では地元の山岳団体や個人がボランティアベースで登山道整備を担ってきたものが高齢化で体力を失い、登山道の維持が進まなくなり、これを誰が担うのかという問題が顕在化した。

これらの指摘を受け環境省は 2022 年度に「事業執行者不在登山道等における管理等現状把握業務」という調査を行い、報告書を発行した。それによると、国立公園内の歩道（登山道、遊歩道）1127 路線のうちの管理者がいるものが約 1/4 程度で、約半数は管理者不在であり、管理計画も決まっていないということが判明した（下図）。

このように登山道に対する維持管理についての課題が顕在化した。



登山道の現状と問題点 *3

登山道は、一般的には山岳にあって、山頂を目指す勾配のある自然の中に築かれた道であるといえよう。これについては、さまざまな法的・管理的な課題が存在している。車が走る道路は道路法により国道や県道のように規定されているが、登山道は歴史的なことからも自然発的に形成してきた道も多く存在し、整備や管理の基準や責任が不明確なまま利用されているのが現状である。

登山者は登山道を歩くとき、その道の管理者や土地の所有者に何の了解を得ることもなく利用し、しかも、その恩恵に対して何も感じないまま歩いているのが実情ではないかと考えられる。

以下のその問題点をまとめた。

登山道の維持管理の問題点 *3

- ・自然発的にできた山道が多いこともあり、山道

を誰が管理するのか曖昧なまま放置されてきたこと。

- ・歴史的、自然発的に成立した山道であるが故、多くの登山者が何も考えずに利用していること。

- ・登山道は自然公園法上で国立公園は環境省、国定公園は都道府県が整備することになっているが、その整備計画がなく、誰がどう整備するか決まっていないところが多いこと。

- ・維持管理の多くは、山小屋関係者や地域の山岳団体、個人などのボランティアにより支えられていること。

管理責任と自己責任 *3

- ・登山は自己責任の行為であるが、登山道の設備（例えはハシゴやクサリなど）に不具合があると管理責任を問われることがあるので、積極的な管理をしたがらない傾向にある。

- ・登山者が自分で登れる山なのか分かるような、登山道の難易度が分かるグレーディングを示したり、危険箇所の表示やクマ出没情報などを、様々な情報が求められる傾向にある。

利用者負担・受益者負担 *3

- ・登山道の整備、維持管理には当然費用が掛かるが、それを誰がどのように負担するのか、この点が明確ではないこと。また、その認識を登山者に広めることがまず必要である。

- ・登山道の維持管理には、恩恵を受けている登山者側も、道普請などの労力提供としてのボランティア活動に積極的に参加することが求められる。

- ・山岳団体は、これらの道普請の活動のコーディネーター役になることが望まれる。

- ・入山料、協力金の導入も一部の山域で実施され、今後、拡大する方向であり、山岳団体でも積極的な対応が求められる。

登山道整備の動き

登山道整備の必要性について、多くの登山者に認識されつつあるが、その点の評価データは乏しく未知数である。近年、マスコミ報道などで知らされる機会は増えている。また、山の情報サイトを通じての登山道整備の体験や参加募集も目に付くが、かと

いって自然保護活動に関する話題が山岳専門誌や専門サイトに多いとはいえない。

一方、大雪山国立公園では、官民協力して、「近自然工法」という手法により、修復地点周辺の材料を用いた登山道修復、維持管理のプロジェクトがすすんでいる。また、飯豊、朝日連峰では、地元山岳会が全国からボランティアを募り、同じく「近自然工法」を用いて、洗掘の進んだ登山道をよみがえらせようと作業を進めている。

このボランティアを募ることに対して、大雪山の「山守隊」や、甲斐駒ヶ岳の北杜山守隊、北アルプス雲ノ平での登山道整備の活動は、この活動をセミ

ナーという形にして持続可能活動にしていることは、新たな動きである。これが弾みになり、山の道普請の道が拡大してくれたらと思う。

近自然工法での作業風景
新潟県山協研修会
守門岳



登山道、どう使う

なぜ登山道をはずれてはいけないのか

大きな自然の中で登山道の周辺が多少踏み荒らされても、山にとっては切り傷程度の許容されるささいなことかもしれない。しかし、森林限界を超えた高山帯、特に草原、湿原では道幅が5メートル、いやそれ以上にも広がるなど、その症状は深刻になってきているところもある。

人が通過することの影響は、まず植物の踏みつけに現れる。踏みつけにより、植物は枯れ裸地化し歩道ができると、そこは水道となり、しだいに浸食で表土が流され、溝のように深く掘れていく。このようになると、ぬかるみやすく、石もでて歩きにくくなり、これをさけようと、こんどは横の草の生えているところ、高いところを歩くような踏み跡が現れ、道幅は複線状に広がっていく（右図）。お花畠などの平坦地では、踏みつけのない草地部分にど

反面、よく聞こえてくるのは、技術者の不足だ。そのためには、ボランティアでは続かない職業的なプロの養成とプロとしてお金を稼げる体制構築が必要になろう。

加えて一般登山者にどう訴えていくのか、登山者アンケート*4によれば、登山のついでにできる補修や、清掃、運搬などは参加したいという回答が多いという。登山のついでに出来ることが、一般登山者にとっては参加しやすいということだろう。鳥取大山では、「一木一石運動」が成功したが、この参加しやすさが、参加意欲や関心の醸成につながったのだろう。

自然保護に関心をよせる一般登山者、JMSCA 自然保護指導員からの登山道整備や自然保護活動に対する参加意欲は旺盛にあると思われる。各岳連・協会がこれにどう応えられるか、各岳連のノウハウを横断的に共有しながら探って行かなければならぬと思う。

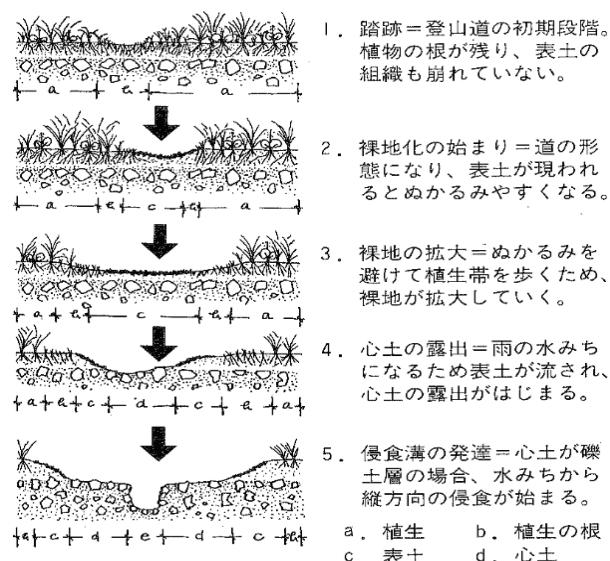
（参考文献）

- *1. 岡田博行（2024） 東京都山岳連盟「自然保護指導員入門」
- *2. 岡田博行他(2023) めざそう、みんなの「山の道」登山道法研究会編
- *3. 森孝順他(2021)「これでいいのか登山道」 登山道法研究会編
- *4. 愛甲哲也他(2021)「これでいいのか登山道」 登山道法研究会

荒れる登山道 —登山者の踏みつけによる植生破壊—

うしても入り込む。溝状になった部分を流れた土砂が周囲の植生に流れ込みさらに植生を破壊する例もある。

また、ジグザグ道では、短縮させる下りルートが



作られる。湿原では、幾筋もの踏み跡が面的に拡大し湿原の植生が壊滅的に破壊されていく。尾瀬のアヤメ平、北アルプスの雲ノ平がその典型であり、近年全国的に破壊が広がっている。

登山者のぬかるみは歩きにくい、靴が汚れるという何気ない心理から道をはずれ、初めは一步の踏み跡がどんどん広がっていくのである。

しかも、その草付きにきれいな花が咲いていれば躊躇するのに、花が咲いていなければ、ただの「草」とばかりにおかまいなしである。登山者の何気ない一步が自然を破壊しているのである。

高山植物を育む土壌は1年で0.1~1mm程度しか成長しないという。美しい緑のお花畠ができあがるまで数千年という膨大な時間がかかっているのであり、その土を踏みつけ傷つけるのはほんの数年から数十年で足りるのである。弱い植生には人の踏みつけによるインパクトを極力小さくするという配慮をしなければならない。

このような植生破壊は高山帯のお花畠や湿原など脆弱な自然の部分については、長年の木道敷設や植生復元工、登山道の階段の設置などが各地で進められ保護されるようになってきたが、これらのメンテナンスを含め、まだまだ完全ではない。

洗掘が進む登山道 *2

一方、標高の低い樹林帯の登山道でも階段部分が



越前岳の階段状の登山道

ハードル状に浮かび上がり、土壌が侵食され段差が大きくなる例が見られる。これを避けるように階段の両脇に登路が形成され無秩序に広がる

(写真)。

さらに進むと登山道は深い溝状の道、洗掘状態となる。その洗掘の歩きにくい道を避けるように登山道が並行して2本、3本となり複線化する場合もある。このような登山道の深い溝状態(ガリーグリルともいう)の登山道が各地に広がっている。

道の幅は複線化して10m超の範囲に及ぶところもあり、洗掘の深さは1~1.5m、人の背が隠れる深さにも



洗掘が1mに及ぶ越前岳の登山道

及ぶ場合も多い。これらの発生原因是、その部分の地形や地質(一般的には浸食されやすい土壤)気象条件、霜柱の作用にもよるが、通過登山者の大小にも影響されると思われる。この荒廃は低山の樹林帯にも進む。作用機序は高山帯と同様で、登山者は歩きにくい道を外れ新しい踏み跡をつくっていくわけである。落ち葉が作る土壤の成長は1年で0.1mmにも及ばないという。樹林の土壤も膨大な時間がかかるてできている。踏みつけによるインパクトを極力小さくするようにならなければならない。



ぬかるみを避けて歩く登山者。高尾山

・高山帯の登山道のわきに生えている「草」も全て貴重な高山植物と認識しよう

・写真を撮るために、弁当を広げ座るために、登山道をはずれると植生が破壊される

・残雪期、雪が消え夏道が出始める頃も注意すべきである。このころは道がぬかるみやすく、ぬかるみを避けようと道が広がる傾向になる。

・ストックはゴムのプロテクタを付けて使用する。(氷雪は除く)

なぜ登山道をはずれてはならないのか、それは傷つける部分を最小限にとどめるべきだからである。

(参考文献) 岡田博行 (2024) 東京都山岳連盟「自然保護指導員入門」

洗掘の図: 「よみがえれ! 卷機山の自然: 日本ナショナルトラスト」 (文責: 岡田博行)

3(1)vi 登山における入山料の概要と目的など

1. 登山における入山料とそれをとりまく状況

現在国内の一部山岳では入山において一定の金額（以下：入山料）を徴収しているところがある。入山料を徴収する目的についての主な目的を以下に記す。

- (1) 地権者（個人・法人・行政等）が登山道および周辺環境を維持管理、整備するにあたりそれに要する諸費用相当分。
- (2) 山小屋関係者（主な例：日本アルプス地域）や地元山岳会、および有志などが登山道の水切り、崩壊止め、道標の設置・修復といった作業を行う際の資機材調達原資の補助。交通費など諸費用への充当など。
- (3) 入山地域に生育、生息する希少植物類や絶滅が危惧される希少動物類および鳥類の生育環境の整備、保護に要する費用相当分。
- (4) シカ・イノシシなどによる食害や踏み荒らしへの対策とともに植生保護・保全などを目的としての柵やネットの設置、維持および修復にかかる費用。
- (5) 夏季の富士山など、入山者集中によるオーバーユースを抑制する目的で設定するもの。
等々多岐にわたっている。

2. 入山料徴収の事例

（最下段 参考資料 1. 実施方法参照）

(1) 徴収対象・料金

① 徴収対象：以下を除く登山者

高校生以下および山岳の維持管理を目的として入山する作業者、神事等伝統行事の執行者山岳パトロール等ボランティア、その他公務で入山するもの。

② 徴収金額：500円/一回もしくは年間定額3000円カード、キーホルダーなど返礼品あり。

③ 収受方法：募金箱および電子決済。

(2) 徴収時に謳う目的

山岳環境を維持するため、山中の避難小屋やトイレ、登山道・木道の補修、携帯トイレの運用、植生保護・外来植物除去等の取組みを安定的に行っていくための資金。

(3) 徴収全額の全体費用に占める割合

最下段 参考資料。

2. 協力金実績および 3. 配分を参照。

(4) 主催者の抱く今後の問題点など

入山者総数62,300人に対し協力を得られたのは11.8%（令和5年度）で、諸経費を勘案すると辛うじて運営している状況ではあるが、協力率を上げるよう啓蒙を進めて入山者の理解を深める

ことと、徴収にかかる人件費や事務費等の諸経費が上昇した場面においては適切なタイミングで徴収金額を見直すことが肝要である。

3. 入山料徴収にかかる問題点

- (1) 入山料を徴収している山岳でも任意による協力金名目が大半であるのと、徴収員が常駐する時間帯は限られており、一部山岳を除いては不在時でも入山ゲートを完全閉鎖するわけではないため、全登山者からの協力を得るのは困難なのが現状である。
- (2) 協力を依頼しても任意であることを理由に拒絶される場合もあり、また徴収員が不在となる夜間や早朝時間帯では自由に入山できてしまう山岳が大半であるため、その点に対する不公平感も問題となっている。
- (3) 徴収した入山料について、支払う側としてはここまで述べてきたような用途に使われているものと信じて協力しているが、集まった入山料について徴収金の総額と使途の細目まで精査しその結果を明らかにしている団体は前述した鳥取大山など、ごく一部にとどまっているのも現状である。また收受した入山料が、徴収そのものに関わる人件費等として充当された結果、本来の目的である登山道整備やトイレ等の維持管理に利用される割合が僅少となる状況も散見される。そのため入山料を徴収する団体は、本来の目的である山の整備、維持管理に使われているか否かについて使途を詳らかにすべきことが求められている。

4.まとめ：入山料を徴収する個々の理由など

地権者や山小屋関係者、地元山岳会有志等々の篤志により、登山道の維持理や整備に要した費用について入山者に協力を求める山岳は今後も増えていくと考えられる。

確かにこれらの活動には各種資機材の投入となによりもそれに従事するマンパワーが不可欠であり、それには相当額の費用が発生しているであろうことは容易に想像できる。これに対し受益者負担の観点から、我々入山者が上記活動に要する費用を一部でも支払いすることは社会通念上矛盾しない。

以上から、山岳が利用できる状態に整備・管理されていることに感謝するとともに入山料金を設定している山岳については山を愛する者の矜持として、支払いがあるべき姿と考える。

【参考資料】伯耆大山の徴収実態：令和5年事業報告より抜粋

1. 実施方法

区分	内 容
期間	4月29日(日)～11月19日(日) ※募金箱設置期間 電子決済は、通年
対象者	登山者 (高校生以下の児童・生徒、国有林又は登山道管理者、工事業者、神事等の伝統行事の執行者、山岳パトロールやボランティア活動のために登山を行う方、その他公務で入山する方は対象外)
金額	【隨時支払】大山登山1回につき500円 【定額支払】登山回数に問わらず年に1回3,000円
返礼品	【隨時支払】記念カード1枚(全6種類) ※自由取得 【定額支払】梨の木キーホルダー1個
收受方法	【随时支払】募金箱 【定額支払】大山頂上避難小屋売店又は大山ナショナルパークセンター窓口
用途	植生の保護や登山道等の環境整備、トイレの維持管理等に充当

2. 協力金実績

区分	随时支払(500円)		年間定額(3,000円)		合計		
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	
期間内実績	募金箱	7,068	3,534,807	250	750,000	7,318	4,284,807
	電子決済	21	10,500	3	9,000	24	19,500
	ふるさと納税	—	—	8	24,000	8	24,000
	その他	28	14,200	0	0	28	14,200
期間内実績計		7,117	3,559,507	261	783,000	7,378	4,342,507
令和4年度繰越		1	10,000			1	10,000
総 計		7,118	3,569,507	261	783,000	7,379	4,352,507

3. 配分

区分	令和5年度		令和4年度	
	配分額	割合	配分額	割合
協力金総額(A)	4,352,507円	令和4年度繰越 10,000円含む	3,201,738円	
大山の頂上を保護する会(B)	118,522円	2.7%	100,000円	3.1%
配分総額(C=A-B)	4,233,985円		3,101,738円	
鳥取県(C×84.0%)	3,556,547円	81.7%	2,601,738円	81.3%
大山町(C×16.0%)	677,438円	15.6%	500,000円	15.6%

(文責 清水知樹)

生物多様性と生態系について

—生物多様性と生態系の保護・保全を考え実践して山に入る・山から出る—

実は、私たちがふだん山の自然に親しむときに普通に行っていることがすわち「生物多様性と生態系の保護・保全を考え実践して山(域)に入る・出る」ということである。このお題の意味は我々山にかかわるものとしては、あまりにも当たり前のことではある。

ところが、世界では1900年代から地球環境の世界的な問題として捉えられ、議論され、条約として締結されて、また国連での決議事項にまでになっていることに関心を持ち続けている岳人は少ないのではないか。この項目ではこれらの問題を基本的に説明していきたいと思う。これを学ぶことで、環境意識をさらに高めて、山岳やそれを取り巻くところで、啓発や実践に具体的に応用していただきたい。

最近は経験の有無に関係なくたくさんの人たち(旅行者も含む)が山域に入っているのが現状だ。ここでは私たちがそのような状況の中で自ら実践する場合や、必要な時には指導や啓発まで行う場合の新しい知識や情報などを提供するものである。



生物多様性と生態系についての世界規模での動きのまとめ

まずは1900年代から大きな動きがあるのでまとめてみた。日本国内の動きと合わせて目とおしていただきたい。(下記資料を参照)

その年表を見ると、1900年代後半から地球では先進国を中心とした工業化がピークを迎え、地球全体の自然や環境全体に大きな影響を及ぼし始めていることに気が付き、先進国が主導しながら国連を巻き込んだ大きな流れができるプロセスがよくわかる。日本も他の先進国と歩調を合わせているのもよくわかる。いくつかの大変な会議が日本で行われていることもさらによく理解できる。

私たちにとっては、1974年の「自然保護憲章」、特に2008年の「生物多様性基本法」にも目を通しておく必要があるのではないだろうか。

私たちはこれらの世界的な動きの何を知っておくべきか?

上の流れで言うと、1986年から言い始められた「生物多様性」という意味は、大きくその地域における「生態系」がその中心になる。

「生態系」とは、その地域(場所)での環境・植物・生物などすべてがお互いに助け合いながらその地域(場所)での特殊な状況を維持している状況を言う。この要素には「人」も含む。よく指摘された「食物連鎖」も含めて今は「生態系」という。「高尾山域の生態系が最近乱れてきてる」というように使う。生物多様性という意味から、生態系の保護・保存という点では、「種自体」「種どうし」「その地域や場所での生き物全体のバランスを意味するいわゆる生態系」などが大きな要素である。「種自体」とは、その地域特有の種が他の種と混じりあうことを避けることが望ましい。固有種の遺伝の質の保護である。「種どうし」とは、その場所で、すでに種どうしが作用しあってバランスのとれた状態であること。この状態を守ることである。そういう意味では侵入してきた外来種が在来種に影響を与えるときは取り除くことが必要となる。

日本では、プランテーション農業・焼き畑などによって、「種」「種どうし」「生態系」が完全に破壊される経験を持っていないが、アジアや南米では深刻な問題になっている。問題は、それがすでに地域や国の問題を超えて、地球全体の問題として共有しなければならないところまで来ていることである。私たちが何気なく使うある日常使用品目が結果として地球環境に害を及ぼしていることになることを子供たちと確認するのも一種の啓発活動である。

日本は山地の40%近くは植林である。手が行き届かず多くの人工林の自然は今深刻な状況になっている。また、シカなどの食害による土砂崩れや植生の変化などに頭を悩ましているところが多いのが現状である。要は、生態系の乱れや崩れによる深刻な自然の崩壊が速いスピードで広範囲で始まっているのである。

山に入る私たちがいかにこのような状況を世界レベルでの意識と情報をもって実地に応用しながら行動していくかということが課題となる。

生物多様性とは?

「生物多様性条約」で決められた「多様性」は上に述べたように、以下の3つのレベルを守ることにある。

- 1 遺伝子
- 2 動植物から微生物などのさまざまな「種」
- 3 森林・里地里山などの「生態系」

日本の森林・里地・里山が崩壊しつつあることは上に述べた。日本の野生動植物の約4割が今絶滅しようとしている。主に次の4つの原因が考えられる。

- 1 開発・乱獲により、種が減り、絶滅の危機的状況にあるところが多い
- 2 里地里山の手入れ不足で、自然の質が低下
- 3 外来種等の持ち込みによって、生態系が乱れている
- 4 気候変動により地球環境が大きく変化している

これらすべてに私たちはかかわっているとも言える。いつもこれを意識しながら、実際にこれらを防ぐための活動を

微々たることであっても先ずはやることが求められている。

生態系とは？

土・水・大気などの環境の中で、人や動物や植物や微生物などの生物が相互関係的に一つのまとまりとしてある状況のことを言う。このまとまりのある場所は、小さいところから地球レベルまで、この視点で見るときはその規模は多種多様である。

たとえば、湿地や小池や森や海などさまざまな規模での生態系があり、その生態系がさらに大きなつながりを持つ生態系となり、最大規模の生態系は地球ということになる。

逆に言うと、一つでもある部分での生態系が乱れると、全体にも何らかの影響を及ぼしまう。だから、先ずは小さな部分での生態系の保護・保全が非常に大事なことであることが分かる。

私たちとしては先ずは身近な自分のかかわっている生態系の保護や保全から積極的にかかわっていく必要がある。場合によれば、行政や専門家や学校などとタイアップした行動が必要な場合も想定される。

これらの知識や情報は何のために必要か？また、これらを具体的にどのように生かしていくか？

説明としては、生物多様性のテキストでは必ず「生物多様性の恩恵＝3つのサービス」が説かれているので、ここで触れない訳にはいかない。人間は生物多様性が存在しないと生きてはいけない。

生物多様性は、この恩恵＝人間社会が生態系から受けるあらゆる利益＝「生態系サービス」を生み出す源泉である。

その「生態系サービス」には、

- 1 資源供給サービス(食料や燃料を供給する)
- 2 調整的サービス(水の浄化や災害防止)
- 3 文化的サービス(喜びや楽しみなど精神的な充足を与える)

の3つに加えて、

4 これらを支える「基盤的服务」(上のサービスを生み出すために生物群の維持に必要な一次生産(光合成による有機物の生産)・生物間の関係などを支える)がある。では、これらのフィールドでの活動をどのように進めて行けばよいかを考えていこう。

この「手引き」には、それぞれの項目内での、自然保護指導員としての行動指針が提案されている。それを各項目で理解されて、その地域に合うようにアレンジしながら進めて行かれることが肝要である。それらの指針が重なっているかもしれないが、気にせずに読み通していただきたい。

この項目では以下のような行動指針が考えられる。

- 1 自然観察会や清掃登山などの活動の中で、「生物多様性」「生態系」について解説する
- 2 壮大な計画よりも先ずはできることから始める
- 3 外来種の侵入によってそこでの固有種や在来種が減少しているなどの被害がある時は
行政やしかるべき身近な専門家に相談のうえで、除去などの方法をとる
- 4 開発や乱獲による絶滅危惧的な現象が発生した時は、

しかるべき機関と相談のうえで対処する

- 5 気候変動による土砂崩れやその崩れの主原因がシカなどの食害による時も、その修復などを実施する時はしかるべき機関と相談のうえで対処する
- 6 上記のように、いかに生態系の保護・保全のためだと言えども、森林や池や湿地や里山などの地域に入る時やそこに細工をするときはかならず土地所有者の許諾を得ることが必要である
- 7 その場所での生態系を一気に崩すよう人が手によって起こる時は、その対応は対人間となるが、当事者が判明するときは、ていねいな説得のうえで行政の指導の下にともにその状況を除去することが大事である
- 8 以上のことやそれ以外のこと、全国での情報などが参考になるかもしれない、出来ればJMSCA 自然保護委員会まで事前の相談があれば委員会では対応する
- 9 最近は「ネイチャー・ポジティブ」が提唱されており、企業や行政とのタイアップもしやすくなっている

<参考資料>

生物多様性と生態系についての動きのまとめ

1900年代から大きな動きがあるのでまとめてみた。日本国内の動きと合わせて目とおしていただきたい。

世界規模での動きのまとめ

1986年9月「生物多様性に関するナショナル・フォーラム」で植物学者エドワード G・ローゼンが今まで使用されていた「生物学的多様性」(biological diversity)の略語「生物多様性」(biodiversity)を使用を提案。以後一般化した。

1992年<地球サミット>において「生物の多様性に関する条約」(生物多様性条約)採決(2020年12月現在196カ国・地域が批准)

1992年「第4回世界国立公園会議」(ベネズエラ・カラカス)

1993年 同条約が発効

1997年「国連気候変動枠組条約第3回締結国会議(COP3)<京都議定書>

2002年 持続可能な開発に関する世界首脳会議<ヨハネスブルグ・サミット>

2002年「生物多様性条約戦略計画」採択される(COP6-ハーグ閣僚宣言)

2010年「生物多様性条約(CBD)10回目の締結国会議<名古屋議定書・愛知ターゲット>

2014年「第6回世界国立公園会議」(シドニー・オリンピックセンター)

2015年「持続可能な開発のための2030アジェンダ」

2015年 国連サミットで「持続可能な社会を目指すための目標(SDGs)」全加盟国により合意された

2016年「G7富山環境大臣会合」

2022年「生物多様性条約(CBD)15回目の締結国会議(COP15)<昆明・モントリオール生物多様性枠組み>採決

2022年「昆明・モントリオール生物多様性枠組み」採

択に基づき新たな「生物多様性国家戦略」策定

日本での動きのまとめ

- 1974年 「自然保護憲章」国民の指標として制定される
- 1987年 環境庁(省)は「植物目録」を作成
- 1993年 日本は<地球サミット>で「生物多様性条約」に署名し、同年中に批准した。
- 1995年 日本は「生物多様性国家戦略」策定
- 2002年 日本は「生物多様性国家戦略」第2次改定
- 2007年 日本は「生物多様性国家戦略」第3次改定
- 2008年 日本は「生物多様性基本法」制定
- 2023年 日本は「生物多様性国家戦略」第6次改定

(文責 山本憲彦)

3(2)ii 指導・啓発上の注意点について



別項目で、「腕章またはワッペンと登録証の所持」の根拠とその効果を元にその確実な実行をお願いしたが、ここでは、それぞれの所持の仕方やその明示する状態での注意事項や啓発活動の指針や注意点について考えよう。主にこれから指導員となって活動する人達を対象として述べていく。すでに活動されている指導員の方には確認していただきたい。

それぞれの地域や組織や状況などによって、その方法などは具体的にはいろいろケースがあると思われるが、以下に活動形態の代表的なケースについて考えてみよう。

(1) 腕章またはワッペンを付ける箇所と入山者等への対応について

「腕章」は、原則として腕のあたりに目に見えるところに巻いて所持することが望ましい。腕章やワッペンをザックにつける場合は、全体の文字が認識できるような所持の仕方が望ましい。

「あなたはどこの組織の自然保護指導員ですか？」

と聞かれることがよくある。

自然保護指導員には、他に「自然公園指導員」がある。また同様の腕章にNACS-J（日本自然保護協会）の自然観察指導員の腕章がある。また、各岳連・協会などの腕章もあると思われる。わかりやすいように、以下のように明確に答えよう。

「公益社団法人 日本山岳スポーツクライミング協会の認定する資格である。」

とはっきりと答えよう

「その資格はだれでも取れるのですか？」

と聞かれるときもある。

これについても、明確に極めて簡略に答えられるように、普段から「規程」・「取扱細則」を読んで、その答えをしっかり意識しておこう。知らない人に丁寧にわかりやすく説明することも、自然保護・保全活動にとって大切な啓発活動の一つとなる。

なお、現実に「JMSCA 自然保護指導員」の方で、同

時に「自然公園指導員」、NACS-J（日本自然保護協会）の「自然観察指導員」等の役割を持っておられる方もいるので、その場合は、その場におけるベストの資格を提示していただけるとよいのではないか。

(2) 指導・啓発の方法について

腕章等を目につく場所に所持して山に入れば、たいていの人にはその腕章が目に入る。個人的に登山やハイキングをしながらでも、腕章等を明示することは必要である。それを明示しながら山に入ることで、十分に「自然保護・保全活動に従事している人」であることが分かるはずである。もっと言えば、われわれ側にも更なる指導員の自覚が湧いてくるのである。

さて、腕章を腕に巻き、登録証を持ち、指導員の手引きをザックにいれて山やそれを取り巻く様々な自然環境領域に入るとしよう。その時には、

- 1 一人の人間としてのふるまい
 - 2 山岳に携わるもの（登山者である場合が多い）としての自覚
 - 3 「自然保護指導員」としての明確な意識
- の維持が大切であり、絶えずこれらの点は強く意識しておく必要がある。なぜなら、他の入山者などからの働きかけがある時には速やかな対応が必要とされるからである。

以下に、長くなるがその「対応」について述べていくが、ごく当たり前のことも含むのでお許し願いたい。その前に、当然のことであるが、案内等や質問など依頼された指導員が、即座に明確な対応ができるときは、無理をせず、たとえば、

「それは私の専門ではないのでわかりません。」「そのことは問い合わせてみないと私の独断ではお答えできません。」

などの「返答」は、必要であると思われる。いい加減に答えてそれが間違っていたために、指導員全体の資質に関する疑念をその人たちに与える危険性を回避する責任は各自にあると言えるからである。

(3) 山岳領域における入山者に対する対応

1 ひとりの人間としてのふるまい

私たちは山に入る前から、山の中でも、また、山を下りてからもずっと「ひとりの人間」である。つまり、指導員である前にひとりの登山者であり、登山者である前にひとりの人間として動いているからである。

ひとりの人間としては、

- i いつもひとりの社会人として生きている
- ii 社会のルールやマナーは守ろうとしている
- iii 周りの仲間だけでなく子供達には大きく育ってほしいと願っている
- iv 平和な世の中を希求している

上の4点は、一人の人間としてはどなたも意識されていることと思う。

もっと具体的に考えてみよう。

- i 「社会人」として生きているということは、他人にできるだけ迷惑をかけずに自分の責任を全うしようとして生きている、ということである。
- ii 「社会のルールやマナー」は、およそ日本で小学校や中学校の義務教育を受けた人には身についていると思われる。
「人のものは盗まない」
「人をだまさない」
「人を傷つけない」
「いつも他の人には敬意をもって接する」
「その所で定められたルールは他的人が見ていなくても守る」
「きれいなところではその場を汚さない」
「知らない人には丁寧の教えてあげる」

子供たちなどに平気でかく言う自分たちにとっても、上記の点は実はいずれもその実行はケースバイケースで難しい。だからといって、これに無関心でいることも難しい。一方で、山に入った時だけに急に善人ぶることはもっとしんどい。やはり、平生から「ひとりの人間」としての自覚から我々は出発しなければならない。

iii 周りの仲間だけでなく子供達には大きく育ってほしいと願っているのは、どのような立場の人にも共通の気持ちではないか。その理由は、これからの方に向かって日本という国土や自然をも守っていくのは今の子供達であるということだから。

教育というよりも、私たちが知ったこと、山の自然に感動したこと、山頂に立って初めて体験したあの感覚を今の子供達にも感じてほしい。そこまで行かなくても、特に豊かな自然に恵まれた日本で、自然を楽しみ、自然に親しみ、そしてそれを守れるように育ってほしいと願うことはどなたも変わらないはずである。

しかも、今の時代性がある。もはや日本の国土や国民だけを考えて生きていくことは難しい。すべてが地球規模で動いている。自然環境ばかりではなく、私たちの行動や情報でもすべてが地球規模で同時的である。だから、子供たちの前で日本の中だけの狭い視野で接するところが恥をかくことになる。生活や社会や環境などについても、私たち自身がいつも広い視野で偏らずに物事を見ていくことが大事だ。

iv 平和な世の中を希求しているのも、どなたもこの思いは変わらないはず。

これには、穏やかな身の回りの雰囲気を大事にするということも含まれるはずである。



2 山岳に携わるものとしての自覚

上の「ひとりの人間」としての自覚を土台に、さらにわれわれは山岳やそれを取り巻く自然環境の中での活動をする者すなわち登山者あるいは自然愛好者としての自覚がある。

i 山に対する広い知識や自然や名のある山岳界の先人たちなどに関心を持とう

山が好きと言っても百人百様である。自分の好み以外には関心がないし、他の人の関心ある領域を理解する気がない、というのは自然保護指導員としては困る。山に入れば、いろいろな人がいろいろな対応を求めてくるはず。だから、自分の得意とする領域を深めるとともに他の領域についても研修などを通して、広く勉強しておく方がよい。

新たな勉強で新たな知識を得たり、新たな情報に接することで結局は自分の視野を広げ、自分の専門とする領域にさえもよい影響を及ぼしていることに気付かなければならない。

ii 100名山等を絶対に知っておく必要はないが知識としては必要な場合がある

最近でも100名山流行りは続いているし、さらに200名山、300名山など、推薦母体の件は別として、我々は〇〇名山が大好きだ。「次の例会は200名山の〇〇山だ」というだけで参加人数が増える。つまり、これらの山とその名前と場所などの情報を知ることは、山やそれを取り巻く環境で接する人たちとのコミュニケーションのツールとしてはかなり有効である。同時に、日本の「国立公園」「国定公園」「ジオパーク」「ラムサール条約」等などについても、講習会などを通して、勉強しておくとよい。

iii 山岳やそれを取り巻く環境での危険事項についての理解とその対策

登山には当然であるがそのレベルに応じて、道具、装備、企画力、体力、判断力、技術などの能力が必要だ。いずれにしても、危険を回避してその

目的を達成するためである。その場にどのような危険性がある、それをどのように避けて目標を達成するかが大きな課題である。

山の自然の中での「危険性」は、地形的な危険、気候・天候的な危険、突発的な状況での危険性、自然の植物・菌類や動物・昆虫などの危険性などいろいろ想像できる。

一番の問題は、それらの危険性に対する正確な対応力である。

山の領域で上の「危険性」を含む行動をしている人（たち）と接した時には、一人の登山関係者として、安全のために適切でわかりやすい説得をしなければならないときもある。その行為に土台となる危険性に対する知識や新しい情報や体験が大きな説得力となる。

iv 自分の出す排泄物・ゴミや山の環境を汚染することにつながる行為の強い認識力

特に 1970 年代の登山ブームで山にたくさんの人たちがいたときは、「きじうち」「おはなつみ」などは普通の会話の中で出ていた登山用語である。それから 50 年以上たった今はどうか。地球全体の環境まで意識するようになっている。ましてや日本の山環境での汚染行為は絶対に御法度である。

入山時には必ず携帯トイレセットを所持するのは今や常識である。また、持つだけでなく事前に一回以上の使用をお勧めする。山中で使用方法がわからないと泣きつく人がいるからである。また、それも持ち帰り方法や、下山後の廃棄場所などのチェックも大事である。

エベレスト山頂直下の汚染状況についても最近は話題になっている。エベレスト登頂という我欲とそのためには見えなければその環境はいくら汚してもいいという無責任さが指摘されている。修復不可能な自然環境の領域で登頂と引き換えに大量の汚染を残す登山のありようはどうなのだろうか。自然保護指導員としてこの問題は考えておかなければならぬことである。

山に登る場合によく言われる重要なルール=「自己責任」。これは今では、登山という行為の責任はすべてその登山者が負うべきであるという意味と、もう一つ、その人が山で行動するときに出るゴミや排せつ物などすべて自分の出すものはすべて持ち帰るという意味を持つ。その場を何一つ変えることなく入って出る。自然をきれいなままで使わせていただくという精神が大きく日本人にも急速に芽生えている。それゆえに登山活動は「自己完結」でなければならない。

この項目についても、この手引きの第 1 章 4 以降を参考にしていただきたい。

「自分の出したものはすべて自分で持ち帰る」

v 他の人による危険な行為や法律違反に当たる事象、ルール違反やマナー違反に遭遇した時の対応

これについても、この手引き第 1 章 4 以降を参照

していただきたい。



3 「自然保護指導員」としての明確な意識

上の 1, 2 の基本的な事項に加えて、いよいよ JMSCA 「自然保護指導員」としてどうしてもこれだけは知っておく必要がある専門領域での「対応するための基本事項」である。

- (1) JMSCA 「指導員規程」の熟読
- (2) JMSCA 「指導員規程取扱細則」の熟読
- (3) JMSCA 「指導員の手引き」の熟読
- (4) 「自然保護憲章」の熟読
- (5) 「山はみんなの宝憲章」の熟読
- (6) 山とそれを取り巻く環境での自然保護指導員の業務についての各種法令の内容を知る
- (7) 各地域での「憲章」（富士山など）や各地域の山の環境に関する条例など
- (8) 各地域の「カントリーコード」（南アルプスなど）を知る
- (9) 「生態系」「自然保護・保全」（自然・人など全てを含む）についての理解を深める
- (10) 環境破壊（気候変動・シカの頭数増加とその食害など）についての現状把握
- (11) 絶滅危惧種としての動物・植物・菌類・魚類・鉱物などに関する知識
- (12) 山を取り巻く環境での危険な動物・植物などへの理解とその対応を知る
- (13) 山などを汚染する他の人たちの行為への対応（組織対応の勉強）
- (14) 山などのルール違反（法律違反）などを見つけたときの対応（組織対応の勉強含）
- (15) 山などの場での指導や啓発においてトラブルになった時の対応（組織対応の勉強）

上に列挙した(1)～(4)は、この手引きの第 1 章 2 や手引きの最後の法令集を読んでいただきたい。

(5)～(8)については NET 検索やその他の資料を見ればすぐに見つかるのでそれで調べていただきたい。

(9)～(12)については、手引きの第 1 章 3 以下を参照願いたい。

いずれにしても、この手引き以上の内容を知りたいときは、JMSCA の研修会や各種の講習会や NET 検索などで調べると最新の情報を得られるので、情報として正しくて新しいものの習得をめざそう。

(13)～(15)については、以下を参考にしていただきたい。

そもそも、「指導・啓発」とは何か？

この問題から解いていきたい。

「自然保護指導員にとって、指導・啓発とは何か？」まず、その根拠は、

JMSCA「指導員規程第2条（2）」にある。

「(2) 自然環境保護等に関心をもち、それに必要な活動ができること。また、その活動に付随する研修に参加し、その活動における指導及び啓発活動ができる者。」

また、JMSCA自然保護指導員で、かつ環境省の「自然公園指導員」やNACS-Jの「自然観察指導員」も兼ねている方もおられるはずである。

たとえば環境省がその「自然公園指導員」にもとめる自然公園内の対応も以下の規定と同様である。

JMSCA指導員規程第3条4では、以下のように、「連絡」（通報）業務が規定されている。

「3 指導員は、山岳及びそれを取り巻く環境について、必要に応じその状況を関係機関に連絡し、適宜連携して活動するものとする。」

必要な助言は、入山者側から先になされることもあるし、指導員側から当該入山者にする場合も想定される。それらをしかるべきところへ通報したり、場合によっては、たとえば必要個所の継続的な見守りと定期的な連絡などの連携による活動もありうることを規定している。

では、上の例(13)～(15)についての具体事例を考えてみよう。

たとえば、

例1 「植物の保護地域をロープで守っているが、そのロープの内側に入って花の写真を撮っている人がいる。指導員なら注意してほしい。」

例2 「登山道の分岐点の道標が倒れている。あれがなければ道に迷う人が出るかもしれない。大丈夫か？」

例3 「先ほど登山道でクマを見かけた。後にそこを通過する人たちに危害がないか心配だ。」

例4 「希少種の花を盗掘している人を見かけたが、怖くて注意できなかった。指導員なら注意してほしい。」

例5 「下山途中で土砂が崩れて倒木あり。そこを迂回したが怖かった。道迷いの発生が心配される。う回路はいつ付くのか？」

このような質問は、よく受けることである。

これらの質問に適切にこたえられ、かつ適切な対応がなされていると思われるが、それがすなわち「指導・啓発」活動のひとつひとつである。

その人（たち）には、安全で、自然を尊びながら鑑賞や観察をしていただくこと、生態系保護・保全の大切さ、山の領域での登山道の意味やそれを外れた

ときの危険性、などは山の領域での安全（人の命）にかかる非常に大切な指導である。しかし、上に述べたひとりの人としての視点・一登山者としての視点を忘れずに対応することが大事である。

しかし、時にはきつく当該行為の中止や禁止を言うべき時もある。これは指導と同時に、山・自然の一面である厳しさをわかってもらう一種の大事な啓発でもある。しかし、その時にも、相手に対する尊重の気持ちを失ってはいけないし、一方的な言い方ではなく、説得力のある説明が必要である。上の例2～5のケースでは、総合判断から、その場での通報者への適切な対応と、しかるべきところへの通報が必要である。所属委員会などでの検討のうちにしかるべき行動が求められる。

また、その場での対応についても、日ごろからコミュニケーション力を含む対応力を磨く必要がある。自分のフィールドばかりでなく自然領域一般の知識や最新の情報を習得するなどの、指導員以前の人間としてのやさしさをベースとした、いろいろな対応技術の習得を意識する必要も出て来る。そのためには、

- i JMSCAの研修会や各種の研修会に参加する
- ii 体験豊富な人たちから実地で学ぶ等の日ごろの努力も大切である。

上の例1～5を代表例としてそれに派生する事象については、我々指導員として、「この場合の指導・啓発はどうあるべきか？」をよく考える材料として、活用願いたい。

そろそろ、まとめに入りたい。

「指導・啓発とは何か？」に対する答えはすでに出ていている。

- i 指導・啓発とは、登山領域で根底的にこちらの人間性をかけて行う対等の対話と説得行為であること。いつも何が最善であるかを考える必要がある。
- ii 指導・啓発をするためには、こちら側のたゆまぬ勉強・努力が要求されることである
- iii 「今の自分」を基準にできることは多いので、指導・啓発行為では全力で当たること。
(相手に誤解を受けないように最善の注意をもって接することが大事であることは上に指摘した)
- iv 確認できない情報や事実を入山者などにそのまま伝えることは避けるべきである。今の段階で分からることは分からないという勇気を持つことが望まれている。

(文責 山本憲彦)

3 (2) iii 既に自然保護に取り組む各都道府県の実情報告 —登山月報の報告事項—

2015年9月に国連サミットで採択されたSDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、今後の社会の在り方に関する中長期的なイニシアティブとして17の目標と169のターゲットを掲げており、あらゆる場面でアクションプランが作成され実行に移されている。公益法人としてのJMSCAにもSDGsに関わる活動の推進が求められており、私たちJMSCA自然保護委員会はその最前線に立ち、これまで生態系を保全するための実効ある活動を行ってきた。そしてその活動を更に拡大していくことを、アイディアを出し合っている。

SDGsの17の目標は直接・間接的に効果が波及・循環していく特徴があり、山岳環境保護・保全活動と共に強く結びつくと考えられる目標15「陸の豊かさを守ろう」に関連付け、例えば私たちがフィールドにしている山岳の構成要素で国土の7割をも占めまた多様な生物が生きる「森林」を護る活動について整理すると、次のようになると思われる。

『持続可能な管理のもとにある森林は、水を育み(目標6)、二酸化炭素を貯めて気候変動を緩和し(目標13)、山地災害の防止(目標11)にも貢献する』

つまり、全国の自然保護委員会(以下委員会)が日常的に取り組んできた登山道整備や植生の保護・再生、清掃山行等々『山の緑を守り、素晴らしい日本の山岳美を未来に残す』ための各種活動は、温暖化対策としてのカーボンニュートラルの一助になり得、自然生息地の劣化を抑制することで生物多様性と生態系の保全を果たし、災害のリスクを軽減してSDGsが求める「誰も取り残さない持続可能な社会を作ること」に繋がる、壮大な取り組みであるといえる。

コロナ禍で多くの活動や会議が中止や延期を余儀なくされていた中、JMSCA委員会初の全国規模のオンラインによる2022年3月6日の『2021年度自然保護委員総会・全国委員長会議』の席上、こうした委員会のSDGsに関する活動を少しでも「見える化」するために『登山月報』にリレー方式で投稿していくとの提案が了承された。そして早速、No.638(2022年5月15日号)の沖縄県山岳・SC連盟自然保護委員会の活動報告から始まった連載は、No.677(2025年11月15日号)の秋田県山岳連盟まで既に43の都府県の委員会報告が途切れることなく続き、あと4道県を残すのみとなっている。

報告を概観すると、活動報告のトップは「登山道整備」に関するもので、24の府県から報告されている。登山道整備は、道迷いの防止など山岳遭難回避に直結する課題であることから、委員会単独ではなく、遭難対策委員会など各山岳(・SC)連盟(協会)(以下「岳連等」)を挙げての活動となっている府県が大半である。また、昨今の温暖化による気

象災害の激甚化による風倒木や登山道の崩壊、またオーバーユースによる洗掘や複線化した登山道の整備・補修、登山道脇の雑草の刈払いをする活動が全国至る所で実践されている。

現地の資材を使って補修していくこうとする「近自然工法」に関する関心は大きく、工法を学びながら所属岳連等の枠を越えて、行政や市民、ボランティア団体、新聞やTVなど地元メディアと連携して活動を広げていく手法の報告も多く見られた。

この背景には、岳連等所属の山岳会や会員数の激減、活動を支える人材の老齢化、後継者不足、資金不足が挙げられ、殆どの都府県からこの問題が報告されている。



近自然工法講習会では洗堀された登山道を修復した

2番目に多く紹介された活動は、「清掃山行」。19の都府県から報告された。山のマナー啓発活動が奏効して山ゴミは大幅に減ったとはいえ、車でアクセスできる登山口周辺、休憩の好適地などにまだまだ見受けられる。この活動は毎年6月の環境月間の恒例行事として、全国の委員会が長く実践してきた活動でもある。岳連等を挙げて実施している例、地元メディアを巻き込み市民に参加を呼びかけている例も多く、また傘下の山岳会同士の交流・情報交換の場、市民ボランティアへの山岳会の紹介の場としても機能している。



(クリーン登山で収集されたゴミの山)

次に沢山の活動報告があったのが、植生の回復、保護・保全活動。裸地化が進んだ山の斜面や稜線に現地縁（ゆかり）の植物を植えて緑を復活させようとする活動で、外来植物の駆除や植生の調査、固有種などを盗掘から護る活動等々もこれに類する。オーバーユースによる踏み付けなどの影響もあるが、特にシカの食害による生物多様性の崩壊は、全国的に深刻な問題となっており、行政と手を携えて早急な対策が求められる。

また、自然保護指導員を始め、一般市民、ボランティア団体、山岳初心者への研修にも力を入れている委員会も多数あった。特に日山協共済会の事業でもある「少年少女登山教室」を通じて山岳自然を体感し、その大切さを実感してもらい、次世代の山岳環境保護・保全活動の担い手を育成することも大切な委員会の任務であるとの認識から、多くの委員会が取り組んでいる。

山岳環境は今、多くの問題に直面しているにも拘わらず、山岳会の組織率が激減した現在、上記のような保全・保護活動を継続することは非常に困難となっている。多くの委員会が既に試行しているように、行政やメディアを巻き込み岳連等の枠を越えて、市民やボランティア団体と協働していくことが、『山の緑を守り、素晴らしい日本の山岳美を未来に残す』ことに繋がり、「誰も取り残さない持続可能な社会」の実現に寄与することと考えられる。



(植樹活動)

自然保護指導員の皆さんにも、まずはご自分で
きる活動から実践して頂きたい。

(文責 小高令子)

3(2)iv JMSCA 自然保護委員会の活動経過と山岳関係諸団体との連携

(1)山のごみ処理問題

1979(昭和 54)年度の委員総会で「ごみ箱の撤去」について日山協名で各都道府県関係団体に呼び掛けはどうだろうと意見が出された。その後、委員総会の都度「山のごみ問題」では意見交換がなされていました。

所属岳連(協会)のなかで、自然保護委員会は二次的、三次的な存在と見られがちである。ごみ拾いばかりしていないで、もっと変わったことをやつたらどうかと言われているのが現状である。マンネリ化とは思っていない、現実に山からごみが無くなっているからである等の発言もあった。「ごみ拾い」から「ごみの持ち帰り」へと指導を転換させたが、PR方法として日本短波放送の山岳気象のなかに「山に入ったらごみは持ち帰ろう」と呼びかけてはどうか、担当の遭難対策委員会と話し合ってはどうか、との意見も出された。清掃登山は各岳連とも環境月間を中心として定着してきている。行政とタイアップして活動していという報告もあった。

「ごみ拾いの清掃登山」から「ごみの持ち帰り運動」へ、そして山頂、登山道からの「ごみ箱撤去」の呼びかけは、自然公園から街の公園広場まで「ごみ箱撤去」は、大きな流れとなっている。

(2)山のトイレ問題

1982(昭和 57)年度の委員総会で山の屎尿処理問題について「今後発展する問題として見逃せません。登山者側だけでは解決できないことであり、行政側や専門家による討論に关心を持つべきであり、行政への働きかけを日山協でしてほしい」と意見が出された。

1986(昭和 61)年度の委員総会では、「山における屎尿処理問題」も提案が今年で5回目となり、関連する諸問題が多岐多様にわたる為、速やかに何らかの取り決めをすることは大変困難なことではあるが、その一つとして「水質汚染(浄化)対策運動について」4 項から成る内容が提案され、委員総会、委員会で検討を重ねた。

1991(平成 3)年度委員総会で採択され成文化した「山岳等自然域におけるトイレの整備について」は日山協内の手続きを踏んで平成4年(1992年)5月25

日付けで環境庁自然保護局長あて要請書を提出し、関係出版社にも依頼文を配信しました。

なお、1992(平成 4)年度の委員総会で検討し採択された「谷川岳肩の小屋の再建についての陳情書」は同年11月6日付けで委員総会における総意として日山協会長名で群馬県知事、県議会議長、労働商工部長あて群馬岳連を通して提出された。肩の小屋は再建され、1993(平成 5)年11月4日に開所式が行われました。

1998(平成 10)年6月に第1回全国山岳トイレシンポジウムが「美しい山を次世代に、環境に配慮したトイレ、屎尿処理に向けて」をテーマに山梨県で開催され、参加者一同の名で「山梨アピール」を採択した。

2000(平成 12)年7月、全国駒ヶ岳サミット「山岳環境シンポジウム」が山梨県で開催された。

中高年登山者の増加が言われて久しく、生涯学習や、自然を学び自然との共生を図るとの歓迎すべき面もあるが、集団登山による登山道の裸地化、踏みはずし、トイレ問題が起因する水場の汚染といった「オーバーウース」による自然環境の破壊、高山植物の盗掘等の問題も多く発生している。問題解決に向けて、登山者への啓発をはじめ、旅行業者への啓発活動、行政へのトイレ設置、高山植物保護条例の制定の働きかけなどの更なる活動が必要であるということが認識された。同年の委員総会では「高山植物等の保護に関する条例(案)」を日山協委員会で作成し、今後の検討資料として提示しました。

また、環境庁は山小屋のトイレ問題を改善するための補助金制度(2千万円以上の改善事業につきその半額)を1999(平成 11)年度よりスタートさせた。同年度は数ヶ所のトイレが改善される予定と報告があった。2001(平成 13)年にはこの制度を利用して同年度に完成した新越山荘の完全燃焼式改善トイレの稼働状況の調査研修を行った。

この年の委員総会は、新しい試みとして地元委員の研修を兼ねた形での開催となった。

2001(平成 13)年度委員総会で「日山協のトイレマナー、四つの約束」のアピールを採択した。また、

資料「山岳トイレの改善事例集」を活用して「見たり、聞いたり、試したり報告」で日山協委員会まで連絡するよう依頼した。さらに 2003(平成 15)年 5 月に「山のトイレ見たり聞いたり試したり」の山のトイレ使用レポートを募集した。

2001(平成 13)年 5 月、「2001 世界山岳都市会議」開催記念として全国山岳トイレシンポジウム in 松本が長野県で開催され「山をきれいに、トイレをよくする松本宣言」を参加者一同の名で採択されました。

2002 年(平成 14)年 9 月富山市で第 4 回「トイレシンポジウム」が開催された。

2003(平成 15)年度委員総会で富山県の「トイレネットワークシステム」の創設等の新しい動きが紹介された。携帯トイレネットワーク(縦走者のため次の山小屋に屎尿処理を依頼する)方式で、山小屋にバイオ等の改善トイレを設置、登山道は管理が難しいので携帯トイレを利用、41ヶ所に設置されたボックスに回収するというものである。その先駆けは、2000(平成 12)年の利尻岳であった。

同年 6 月、委員会は「エコエネルギー利用による山小屋トイレ」として夏沢鉱泉を研修した。合併処理循環式で合併浄化槽の必要電力を自然エネルギーでまかない、浄化された水は雨水と合せ循環・再利用し、給電は風力発電と太陽光発電というものである。

2008(平成 20)年 2 月「山岳トイレ技術シンポジウム=山岳トイレ技術の現状と将来」として、神奈川県で開催された。

2011(平成 23)年 7 月 22 日の「山はみんなの宝！全国集会」、11 月 30 日の「山はみんなの宝！全国大会」では開催に協力し、山岳トイレ問題に関する山岳自然保護に取り組んだ。

2016(平成 28 年)9 月に東京都で開催の自然保護委員会(第 40 回記念山岳自然保護の集い中央大会)では総会と分科会に分けて会議が行われ、分科会の一つに「オーバーユースとトイレ問題、入山料について」がテーマとして取上げられ、直前の出席者アンケートや各都道府県委員の実態報告等をもとに、突っ込んだ意見が交わされた。重点対処法として携帯トイレの利用促進とトイレゴミ(使用済みのティッシュ)

シュー)の持帰りを進めていくこととし、これを受けて自然保护常任委員会で「山のトイレゴミ」に関する啓発パンフレットを翌年 5 月に発行した。

山のトイレゴミを減らしましょう

◆トイレゴミを減らすには◆

- ①まず、入山前にトイレに行こう。
- ②山では出来るだけトイレで用を足そう(財布に小銭を忘れずに)
- ③使用済みの紙は必ず持ち帰ろう。(ポリ袋はいつも携帯しよう)
- ④携帯トイレも使ってみよう

◆山のゴミを分類すると◆

ゴミ区分	説明	内容
トイレゴミ	排泄等で使用済みとなったもの	ペーパー、ナプキンなど
ポイ捨てゴミ	登山等中で捨てられたゴミ	ボトル、缶、包装紙、弁当容器など
生ゴミ	自炊や食事で出たもの	残飯、残汁など

上記は登山者の努力で減らしができるものです。

持ち帰る
使った紙は
持ち帰ろう

屋外でも、山小屋のトイレでも、使った紙は持ち帰りましょう。
そのためポリ袋はいつも携行しましょう。

(公社)日本山岳・スポーツクライミング協会
自然保护委員会
<http://www.jma-sangaku.or.jp/>

(3)白神山地入山規制問題

1995(平成 7)年度委員総会は白神山地の入山規制について討議された。同年 12 月には世界遺産に登録された。同年 6 月に白神山地の現地調査に入り、9 月 19 日付で日山協委員長、青森岳連会長名で意見書を提出した。10 月 21 日付で環境庁長官、林野庁長官、青森県知事あて、日山協会長名で要望書を提出した。21 日、環境庁、林野庁、文化庁が「白神山地世界遺産地域管理計画の決定について」を発表した。1996(平成 8)年 10 月青森県山岳連盟、青森県勤労者山岳連盟、日本山岳会青森支部主催の「白神山地問題を考える登山者の集い」における討論をふまえて、登山者自身が自ら規制することを申し合わせ「申し合わせ」と「要望事項」を 11 月 5 日付で主催三者連名にて青森営林局長あて提出した。青森営林局指導普及課長より 1997(平成 9)年 6 月 30 日付で「白神山地世界遺産地域の核心地域への入山取り扱いについて」が正式にきめられ公表されたとの連絡があった。

(4)山岳関係諸団体との連携

日本を代表する下記の山岳団体とも連携して活動を展開している。主な内容は次の通りである。

2002(平成 14)年の国際山岳年を機に組織された山岳団体自然環境連絡会(構成団体下記)を通して

山岳団体自然環境連絡会構成 7 団体

(公社) 日本山岳・スポーツクライミング協会
日本勤労者山岳連盟
(公社) 日本山岳会
(公社) 東京都山岳連盟
(公社) 日本山岳ガイド協会
山はみんなの宝クラブ
NPO 法人きれいな山をありがとう*

*2021 年解散の日本ヒマラヤン・アドベンチャー・トラスト(HAT-J)の旧メンバーで出来た NPO 団体

他団体との協議を深め広い視野に立った自然環境保全に取り組んできた。

同年 4 月、国際山岳年記念フォーラム「我ら皆、山の民—私たちは、なぜ山にひかれるのか」として東京都で開催された。また、同年 7 月には富士山エコ・フォーラムが静岡県富士宮市、山梨県富士吉田市で開催され「富士山からのメッセージ 2002」を選択した。

2003(平成 15)年 4 月「国際山岳自然環境集会 2003」が東京都で開催される。4 月 8 日、パブリック・フォーラム「国際山岳年・山やまの未来」、4 月 12 日国際山岳年自然環境集会「世界の山岳自然保護を語る」が開催された。

2007(平成 19)年 10 月松本国際自然環境会議が長野県松本市で開催され「地球温暖化」をテーマに、日本、ネパール、韓国、アメリカから「温暖化による動植物の生態系への影響」「温暖化と氷河地形の変貌」「温暖化が森林に与える影響」等の講演が行われ、UAAA 総会参加の各国からも自然保護の現状について報告があった。

山岳環境を守るために環境変化を野生鳥獣の生息の動きを通して掴み取るべく、「山の野生鳥獣目撃レポート」をインターネット上に設定し、多くの登山者の投稿により目撃情報を集めた。レポートは質問に答えて頂くアンケート形式で、この集約レポートを掲載しアピールした。調査期間は 2009(平成 11)年 4 月からおおむね 6 年間とした。



2009(平成 21)年 6 月、谷川岳周辺で計画された「ツールド TANIGAWA 谷川連峰ロングトレイルランニング」についての意見書を山岳団体自然環境連絡会から、みなかみ町長あてに 2 月 16 日付で提出した。大会は中止となった。全国各地で開催されている「トレイルラン」と「自然との共生」との整合は今後も検討課題となるであろう。なお、登山月報第 481 号には「各地で起きているトレイルランの各種開催への取り組みについて、賛否両論あり、常務理事の基礎調査や学習をおこなうこととする。また若年層の参加が趨勢となっており、将来性のある種目と考えられる」の記事が掲載された。

谷川連峰マラソン 中止

6 月に予定 トレイルランニング



トレイルランニング 山岳地帯の登山道などのコースを走る山岳マラソンの一種。欧米では以前から人気があり、国内では 3 年ほど前から浸透し、全国各地で大会が行われている。走力を高めるトレーニングの一環として取り入れている陸上選手もあり、近年、専用のシューズも販売されている。一方で、一般的な登山者や自然保護団体などとあつれきも生じている。

コース変更も反対根強く

みなみ町観光まちづくり協会が中心となり、谷川連峰で 6 月 27・28 日に開催を計画していたトレイルランニング。大会が中止されることが 18 日、決まった。3 月から参加者を募集する予定だったが、直前にになって山岳団体などから、滑落事故や自然破壊を理由に反対された。大会は開催されなかったが、コースの一部が湖尻公園の自然保護地区に接するため、環境省が危険な対応をめたことなどが原因。また開催は困難と判断した。大会は同協会が組織を再興の一環として、従来の登山やトレイリングとは異なる視点から新たに取り組んだものだが、実態に向けて自然保護や安全対策などの調整が課題であることが改めて浮き彫りになった。

2009 年 6 月 読売群馬掲載記事

2010(平成 22)年 7 月、「山岳トイレ補助金制度廃止に対する意見書」を環境大臣へ提出し、①補助金制度は日本の山岳環境改善に大きな貢献があったこと ②建設費の受益者負担であるべきという考えは妥当か ③トイレ・登山道・道標・避難小屋等も同様に保護と利用両側面から山岳自然を考えるべき ④新しい補助のあり方を追及すべき時期、との 4 つの意見を述べた。

2011(平成 23)年 1 月 14 日には、日山協創立 50 周年記念事業の一環として、国際山岳自然保護大会 2011in 東京を開催し、IAA 自然保護委員長リンダ・マクミラン女史などの講演を一般公開で開催した。

2012(平成 24)年 3 月、東電の原発事故からくる尾瀬の肩替り管理報道について「尾瀬国立公園の自然環境・生態系保全を継続的・安定的に行うための意

自然破壊や事故指摘で

見」を環境省へ提出し、尾瀬地域の国有化や国の主導管理の実現を訴えた。

また、2014(平成 26)年 11 月には、アジア山岳連盟創立 20 周年記念総会の折りに山岳団体自然環境連絡会と連携して、広島市にて「アジア山岳自然フォーラム」を開催した。

2017(平成 29)年 3 月には一般登山者も対象として「第 1 回山岳自然環境セミナー」を東京で開催した。テーマは野生動物との共生に的を絞り、「山の自然が崩壊する、深刻化するニホンジカの食害」とし、2018(平成 30)年 3 月にも「続・山の自然が崩壊する、深刻化するニホンジカの食害」として第 2 回を開催した。

2020(令和 2)年 3 月には、続いて「山は誰が守るのか～山小屋から見た山の環境～」と題して、登山を支える山のインフラストラクチャーである山小屋

や登山道についてのセミナーを計画したものの、残念ながらコロナ禍の発生で中止となった。

コロナ禍で連絡会の活動は停滞したが、反面、オンライン開催という形に移行したこと、地域に偏ることのない委員の参加となった。引き続き、各会の活動報告、勉強会を行うなかで、山岳自然共通の課題解決に向けた情報交換を続けている。

(5)教育宣伝活動

自然保护指導員研修会を 2010(平成 22)年 11 月から主催(主管: 東京都山岳連盟)している。この間、以下の講師をお招きして基調講演及び関東地区各岳連自然保护委員会の活動報告を実施した。

(出典: 自然保護指導員の手引き Ver.01 より)

年度	基調講演テーマ	講師
2010	山岳団体(山を愛する岳人)への期待と国立公園の役割	鹿野久雄氏(（財）国立公園協会研究員(前理事長)、元環境庁審議官)
2011	東日本大震災に学ぶ「人と自然の持続的未来へ」	涌井史郎氏(東京都市大学教授)
2012	日本の生物層とイリオモテヤマネコ	安間 繁樹氏(元 JICA 専門員、野生動物生態学研究家)
2013	自然の聖地「山は神であり、神々が住むところ」	上 幸雄 氏(NPO 山の ECHO 代表理事)
2014	風水という名の環境学	上田 信氏(立教大学文学部教授)
2015	自然公園の現状と課題	森孝順氏(山の ECHO 理事)
2016	日本の美しい山岳自然環境の復元と保護 ~巻機山 40 年間の活動から学ぶ~	栗田和弥氏(東京農業大学地域環境科学部助教)
2017	人と森のかかわり	米倉久邦氏(元共同通信論説委員長、森林ジャーナリスト)
2018	登山道は奇跡の道	徳丸久衛氏(環境省環境統計分析官)
2019	木を知る・木に学ぶ	石井誠治氏(樹木医・森林インストラクター)
2021	登山道は誰が整備し、誰が管理しているのか	森孝順氏(登山道法研究会)
2022	身近な植物に発見!生きる知恵	多田多恵子氏(理学博士)
2023	木を見る 木を知る 木で笑う	岩谷美苗氏(森林インストラクター、樹木医、NPO 法人樹木生態研究会代表理事)
2024	山岳のオーバーツーリズム~ 資源管理と来訪者管理に登山者はどう貢献できるのか~	山本清龍氏(東京大学大学院農学生命科学研究科准教授)

(文責 岡田博行)

3(2)v 環境省自然公園指導員と

日本山岳・スポーツクライミング協会自然保護指導員との違い

	環境省 自然公園指導員 (自然公園指導員手帳より一部抜粋)	日本山岳・SC協会 (JMSCA) 自然保護指導員 (自然保護指導員の手引きより一部抜粋)
目的	国立公園及び国定公園の保護とその適正な利用の推進のため、公園に関する事務を担当する地方環境事務所又は都道府県に協力して公園利用者に対し公園利用の際の遵守事項、マナー、事故防止等の必要な助言及び指導を行うとともに、必要な情報の収集及び提供を行う自然公園指導員を置く	公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会 (JMSCA という) は自然保護憲章を尊重し、登山者の立場で日本国内全域で自然環境を永く後世に引き継いでいくことを目指しその保全と保護と推進するため自然保護指導員（以下「指導員」という）の制度を設ける。自然保護活動を行うとともに、アウトドアスポーツ愛好者にも自然に対して遵守事項、マナー、事故防止等の必要な助言及び指導を行うとともに、行政関係及び団体に必要な情報の収集及び提供を行う
委嘱期間	2年間 25歳から70歳まで（環境事務所長、都道府県知事が適当と認めるもので73歳未満のものにあってはこの限りではない）	自然保護指導員に定員、年齢制限は設けない
任務	国立公園、国定公園の保護と適正な利用促進のためのボランティア	自然保護指導員は山岳を含む自然保護・保全を必要とする領域の自然保護を目的とするボランティア
具体的な役目	公園利用者が好ましくない行為をしているか、しようとしている場合助言及び指導を行う。	アウトドア愛好者が好ましくない行為をしているか、しようとしている場合助言及び指導を行う
	植物の採取や損傷、動物の捕獲や殺傷、土石の採取等の自然を傷つける行為	同左
	公共施設の占拠、著しい騒音、ゴミ捨て、指定地以外でのキャンプ、規制地域での焚火、湿原への立ち入りなど公園利用上のマナー違反、また特定の山で適用されるルール（ストックカバーの着用、携帯トイレの利用など）の無視	同左
	危険な場所での水泳、不十分な装備での登山、悪天候時の行動など事故に繋がる	同左
基本的な通報内容	公園の保護と適正な利用と促進の立場から問題点を発見した場合、国立公園にあっては地方環境事務所に、国定公園にあっては都道府県に通報する。	自然環境の保護と適正な利用と促進の立場から問題点を発見した場合、関係する地方公共団体（環境省、林野庁（森林管理署）、都道府県、町役場、自然保護団体等に通報する

外来種の繁殖が顕著になってきた、高山植物群落や重要な植物群落の衰退が著し草原・湿原等の植物群落中に踏み分け道が出来かかっていた、シカ等の食害による自然植生の衰退が著しい等、公園の自然環境の変化（公園施設の損傷等）	外来種の繁殖が顕著になってきた、高山植物群落や重要な植物群落の衰退が著しい、草原・湿原等の植物群落中に踏み分け道が出来かかっていた、シカ等の食害による自然植生の衰退が著しい等、国内の自然環境の変化（含 公園施設の損傷等）
環境省 自然公園指導員 (自然公園指導員手帳より一部抜粋)	日本山岳・SC協会 (JMSCA) 自然保護指導員 (自然保護指導員の手引きより一部抜粋)
登山道・案内板・指導標等が損傷や老朽化によって危険な状態になっている（その他の変化等）	同左
その他、公園利用者の急増等、国又は地方公共団体に伝えておきたいこと	その他、登山者を始めアウトドアスポーツ愛好者の急増等、国又は地方公共団体に伝えておきたいこと
地方環境事務所長は国立公園にかかる任務に関し、または都道府県知事は国定公園にかかる任務に関して、指導員に指示を行うことができる	地方環境事務所長及び都道府県知事は、自然保護指導員に対し指示を行うことはない
指導員の活動は、基本的に「公園の保護と適正な利用の推進」を目的とした個人のボランティア活動である。したがって、指導員を委嘱されても、特別な権限、権利を有するものではない。	指導員の活動は、基本的に日本国内の自然保護と自然環境の適正な利用の推進」を目的とした個人のボランティア活動である。したがって、指導員を委嘱されても、特別な権限、権利を有するものではない。

任務に関しての留意事項

基本的な留意事項		
活動時 心構え	指導員はその任務に当たっては、自然公園指導員身分証明書及び自然公園指導員手帳を携帯し腕章及び記章を着用すること	自然保護指導員はその任務に当たっては、自然保護指導員登録証及び自然保護指導員の手引きを携帯し腕章を着用すること
活動範囲	指導員の活動範囲は国立公園及び国定公園内である	自然保護指導員の活動範囲は山岳を中心とした日本国内全域である

(文責 松塚明則)

3 (2) iv 自然保護活動と行政・土地所有者との関係における注意点

自然保護活動を進める上で、行政と連携することは非常に重要である。

現在、山岳環境の保護・保全等の活動を実行している全国の自然保護委員会は、高齢化・資金不足・担い手不足・若手の育成の遅れ等々多くの問題を抱え、委員会単一で活動を継続することが困難になっている例は枚挙に暇がなく、これは登山月報のリレー報告からも窺い知ることができる。

そこで、多くの委員会は行政と連携して、行政からのヒト・モノ・カネの支援を得て、活動を継続し、あるいはより活動の幅を広げている。

このように行政は法律や規制を通じて自然環境の保全を推進し、自然環境保全法や自然公園法などの関連する法律に照らして活動が適法かつ有益であれば、公的資金を投下して活動を支援する役割を担っている。また、広報活動を通じて、一般市民に対して活動を周知し、市民の参加を促して活動を大きく展開させていくこともある。

行政との関係

行政と協力して自然保護活動を進めていくための具体的な方法、注意点として、

①行政との連携を強化する

行政の環境担当部門と定期的に会合を開き、活動の進捗や課題などの情報を共有する。

行政と協力して地域の自然保護計画を策定するなど、共同プロジェクトを立案・実施する。

②許認可の取得と法規制の遵守

自然保護活動には、土地利用や生態系保全に関する許可が必要な場合がある。例えば、

特定の地域での植生復元や野生動物の保護活動には事前の申請が求められる場合、また、減遭難や自然保护を啓発する看板が工作物と見做され、設置許可申請が必要な場合もあるので、事前に確認し申請する。

③地域住民との協力

住民説明会を開催して、自然保護活動が地域に与える影響を説明、住民の理解と協力を得る。経済開発と自然保護の間で対立が生じた場合、持続可能な開発を目指して双方の利益を考慮、開発とのバランス調整を図る。

清掃活動や植樹イベントなど市民が参加しやすい行事を定期的に開催する。

子ども向けの環境教育プログラムを実施し、次世代の意識を高め、活動の担い手の育成も図る。

また、地域の自治会や学校、地域のリーダーや企業と連携し、保護活動の認知度を高め、地域の有力者や影響力のある人々を巻き込んで活動の支援を得る。

④資金や支援の活用

行政が提供する環境保全の補助金や助成金を活用し、活動資金を確保する。

行政が持つ施設や専門家の知識を活用し、活動の質

を向上させる。

⑤広報活動の強化

行政の公式サイトや広報誌、SNS や地域の掲示板を活用して活動の認知度を高め、活動の目的や成果を発信、地域新聞やラジオを通じて、住民に活動の重要性を伝える。

行政と協力して、自然保護に関するイベントやワークショップを開催する。

このように、環境省や地方自治体と連携し、活動の目的や方法を共有することで、より効果的な保護活動が可能になる。

土地所有者との関係

「すべての山には所有者がいる」

いくら素晴らしい活動の理念があっても、土地所有者の理解が得られない活動は違法行為となる場合もある。登山道整備や植生の回復・保護・保全活動など山岳環境を護る活動を進める際、地権者との関係は非常に重要で、土地の所有者と適切な関係を築くことで円滑な活動が可能となる。

地権者との関係においては、

①法的な側面を確認

自然保護活動が土地の利用規制に抵触しないか確認し、必要な許可を取得する。

活動の範囲や条件を明確にするため、可能であれば地権者と契約を交わす。

②地権者の理解と協力を得る

活動の目的や影響を説明して、地権者との合意形成を図る。

土地の利用に関する地権者の意向を考慮し、柔軟な対応を心がける。

③地域社会との調整

地権者だけでなく、地域住民との良好な関係を築き、活動の理解を広げる。

自然保護活動が地権者の収益に悪い影響を与える場合には代替案も検討する。

④行政との連携

行政からの補助金や支援制度を活用し、地権者の負担を軽減する。

環境保全に関する法律を確認し、適切な手続きを踏む。

⑤長期的な関係構築

継続的な対話を通じて、地権者との信頼関係を築き、これを維持していく。

地権者の状況が変化した場合には、活動内容を調整するなど柔軟に対応する。



(文責小高令子)

3 (2) vi 登山者のマナーとルール

指導員であることの以前に、指導者自身が登山者として良識のある立場が必要です。

- ①**責務**：私たちは山の自然を永く後世に伝えて行く責務がある。
- ②**利用者負担**：自然環境の保全のため相応の負担に応じる。
- ③**自己責任**：自らの責任を自覚し行動する。
- ④**環境学習**：自然体験を共有し、次世代の子どもたちと共に学ぶ。
- ⑤**行動指針**：ルール、マナーの普及啓発に努める。 (山はみんなの宝憲章から一部引用)

ローインパクトな山登りを目指そう

(1) 山に持ち込んだものは必ず持ち帰る

- ・ビニール袋を用意し、必ず持ち帰る。
- ・燃えるゴミでも焼却しない。
- ・腐ると思えるゴミでも土に埋めない。
- ・タバコの吸殻は携帯灰皿を持参し持ち帰る。

(2) ゴミを持ち込まない工夫をする

- ・飲料水は、缶ジュース等をやめ、水筒、テルモスを利用する。
- ・食料はパッケージなど、過剰包装から出して持参する。
- ・野菜なども、不用部分はできるだけ取り除く。
- ・自炊の際は、残飯、汁の残りが出ないよう作る量を充分注意する。

(3) 山でのトイレ

- ・できるだけ登山口ですませる習慣をつけよう。
- ・水場の上流は避けよう。
- ・ティッシュペーパーは水で分解しない。トイレットペーパーを持参する。
- ・使用後のペーパーは分別する、持ち帰る。
- ・携帯トイレを利用する。

(4) 自然を傷めないようにする

- ・登山道からはずれない。休憩時も同様に注意する。
- ・植物や花は決して採らない。
- ・湿原や草原には踏み込まない。
- ・残雪期のぬかるみ道のはみ出しあは、植生を破壊する。
- ・ジクザク道の短縮する踏みあとルートは作らない。
- ・ストックを使用するときはゴムのキャップをつける。(氷雪の場合を除く)
- ・山菜は、来年も採れるように、根こそぎはやめよう。(特別保護地区は不可)
- ・テントは幕営指定地で張る。

- ・木の枝を折ったり、幹に落書きをしない。
- ・ケルンを積む時は、目印として必要なだけ。
- ・三脚で道をふさいで他の登山者が迂回して登山道脇の生態系を踏みつけることのないよう注意しよう。

(5) 水場を汚さない

- ・水場の上流には踏み込まない。
- ・食器洗いや洗顔は、飲み水より下流で。
- ・食器は紙で拭くなどして、洗剤は使用しない。
- ・残飯類、食物かすは、ごみ袋に入れ全て持ち帰る。
- ・污水は直接水に流さず、地面に濾過させる。

(6) 野生動物への配慮

- ・野生動物を雑菌から守るために、ペットの持ち込みはやめよう。
- ・鹿や猿など野生動物に安易にエサを与えない。
- ・音、光など野生動物を驚かすことはやめよう。

(7) 移入植物の侵入を防ぐ

- ・山奥まで車で入って登山するときは、靴底についた里の植物の種を落としておこう。

(文責：岡田博行)



靴底洗い場：北海道雨竜沼

指導員の目指すもの

「自然のすばらしさを知り、山の自然を次の世代へ伝えるため、自然の大切さを一人でも多くの人に理解してもらう」というのが、私たち**自然保護指導員**が目指すことである。

自然保護指導員の活動はボランティア精神にもとづき、登山者の立場に立って、活動に際しては、登録証と腕章（又はワッペン）を携帯し、次のこと心がける。

- ① まず登録証を呈示し、自身の身分を明らかにする。
- ② 自然保護の精神に則った登山のあり方を普及すると共に自ら実践する。
- ③ 指導をしたり、協力を呼びかける場合は相手の人格を尊重し、丁寧な態度で接する。

1. JMSCA 自然保護指導員の役割

- (1) 自然保護の精神に反する動植物の採取や踏みつけ等の行為を防止し、適切に指導すること。
- (2) 登山道や周辺の紙くず、空缶、汚物等の美化清掃を呼びかけるとともに、自ら実践すること。
- (3) 指道標、案内板、ケルン、山小屋等公共施設を毀損しないような指導を行うこと。
- (4) キャンプ場、山小屋等において、ルール違反者を見かけた場合、秩序を保ち他人に迷惑をおよぼさないための指導。
- (5) 登山中又は山小屋における、火の使用及び喫煙等の火災予防上の注意指導。
- (6) 各種山岳事故を未然に防ぐため、登山中における適切な指導。
- (7) 当該山域の見どころや特色ある動植物、地質及び自然現象等について説明できれば尚良い。

2. 情報の提供

- (1) 登山路、案内板、指道標、その他公共施設が利用上の危険や支障を発見した場合は関係機関へ通報する。
- (2) 空き容器、その他汚物等環境汚染が著しいときの関係機関への通報。
- (3) 登山者が指導に従わず秩序を乱し、健全な利用が阻害されるときの関係機関への通報

3. 活動にあたっての対応

- (1) 動植物の採取や踏みつけ等の行為への対応
 - ① 注意するにあたり、言葉を慎重に選ぶ。
 - ② (JMSCA)自然保護指導員であることを明らかにして、踏みつけや、採集禁上の理由を丁寧に説明して理解と協力を求める。
- (2) 悪質な違反者を見つけたら
 - ① (JMSCA)自然保護指導員には、取り締まりの権限はないので、以下の②～④に留意してトラブルに巻こまれないように努める。
 - ② できれば予め離れた所から、現場の写真を写しておく。
 - ③ (JMSCA)自然保護指導員であることを告げ、相手の身分を聞いて(或いは証明できるものを把握し)関係機関に連絡する。
 - ④ 意図的な違反者に対しては、自己の安全上の注意が必要なので、警察や関係機関への通報にとどめる。
- (3) 一般的登山者への対応
 - ① 予め当該山域周辺の情報を把握し、コース等の状況を登山者に聞かれたら分かり易く説明する。
 - ② 当該山域に見られる動植物等について、できるだけ予備知識を集め、親しみ易く説明できれば良い。
 - ③ よくわからない事については、はっきりと知らない旨を伝える。

出典：自然保護指導員の手引き Ver.01、
東京都山岳連盟「自然保護指導員入門(2024)」
(文責：岡田博行)

腕章などの携帯の奨励



腕章を他の人の目に見えるように所持しましょう！
いつも「登録証」を提示できるようにしましょう！
「手引き」にはできるだけ目を通してから山に入るよう
しましょう！

JMSCA が付与する「自然保護指導員」資格を保持する者は、以下の通り、自然保護・保全活動中はJMSCA 指定の腕章またはワッペンを身に付けなければならない。同時にJMSCA発行の「自然指導員登録証」を保持し、求められれば速やかに明示できるようにしておかなければならぬ。

その根拠はJMSCA「自然保護指導員規程」の第3条に以下の通り定められているからである。

(責務)

- 第3条 指導員は、山岳自然環境の状況把握に努め、必要に応じ所属岳連等の構成員又は一般登山者等に自然環境保護等について理解及び協力を求めるための諸活動をするものとする
- 2 指導員は、活動中は常に登録証（様式第1号）を携帯、腕章（様式第2号）又はワッペン（様式第3号）を着用しなければならない。
- 3 指導員は、本協会又は所属岳連等若しくは各地域ブロックが実施する研修会、講習会又は自然保護諸活動等（以下「研修会等」）に出席し、自然環境保護等に関する知識及び技術の研鑽に努めるものとする。
- 4 指導員は、山岳及びそれを取り巻く環境について、必要に応じその状況を関係機関に連絡し、適宜連携して活動するものとする。

今までの私たちの自然保護・保全活動においては、JMSCAの腕章・ワッペンや登録証を保持することなく、あるいは、ザックにしまったままで山に入っている人も見受けられた。他の人から見ればその人が自然保護指導員との認識ができない状況で活動をしていたケースもままあったと思われる。

この度、「指導員の手引き」改訂とともに、改めて第3条の規定の通りに、JMSCA の腕章またはワッペンと登録証の所持を声を大きくして求めたい。

今一度ひるがえって、上記の所持を確実にする理由やその効果などを考えてみよう。

- (1) (1)一般の人には自然保護・保全活動の最中であることが分かるので、指導や啓発が行いやすい
(2)何か必要な措置や対応をするときには速やかなまた明確な対応が可能である

主に、この2つの理由や効果から、私たちは山に入る時はもちろん、自然保護活動や自然の保全活動をするとときにはかならず身に着けておくようにしよう。

(注1)新しく自然保護指導員になりたいと申請をされて岳連等から推薦されてJMSCAに申請書が届いて、その後にJMSCAから岳連等に申請が正式に許可された通知がありしたい、各岳連等に保有している腕章・ワッペンをその申請者に付与することになる。JMSCAから「登録証」が届いていれば、その手渡しも岳連等が行う。

なお、上記の通り、腕章等を付けて登録証の明示ができる状態で自然保護・保全活動ができることが望ましいので、JMSCAからの送付があり次第、岳連等は申請本人にこれらの配付をお願いしたい。

また、近い将来、上記の「登録証」はJMSCAフレンドが稼働すれば、申請許可次第、各自がスマホで示すことができる予定である。

(注2)すでに「自然保護指導員」であって、腕章を紛失・棄損した場合は、岳連等に細則等に既定の費用を支払うことで取得できる。

また、「登録証」の再発行はできるが、岳連等を通してJMSCAに所定の費用を添えて申請することになる。しかし、この「登録証」は大事なものであるから、できるだけ逸失のないようにしたい。悪用されると困るのはご本人であるから。

(文責 山本憲彦)

3(3) i テイクイン・テイクアウト～山に持ち込んだものはすべて持ち帰ろう～ 山のゴミ問題

登山道に入ると最近では、ゴミを見ることは少なくなった。とりわけ、高山帯の山では少ないといえる。ゴミの放置は、美観を損ねるばかりでなく、環境への悪影響をおよぼし、生態系を損ねることになる。自然を訪れる私たち一人ひとりが、持ち込んだゴミを自分で持ち帰ることは、自然に親しむための基本的なルールある。現在では山から始まったゴミの持ち帰りが、一般の公園や観光地にも普及している。

山から始まったゴミ持ち帰り運動

山のゴミの持ち帰り運動が始まったのは、1972年、尾瀬から始まった。それ以前の尾瀬では山小屋などに設置されたゴミ箱に、尾瀬ブームで押し寄せた登山者が捨てるゴミでゴミ箱はあふれ、ゴミ処理が追いつかず処理しきれないゴミは山小屋周辺に埋められた。それでは尾瀬が破壊するということで、山小屋、自然保護団体、関係機関一体で1400個余りのゴミ箱を撤去し、ゴミ持ち帰りの運動が始まった。登山者には自分のゴミを最初は登山口まで、次第に駅まで、自宅まで持ち帰るということで運動は発展した。

尾瀬で始まった運動は、同様の問題を抱える全国の自然公園、山岳に広がり、山のゴミは持ち帰るということはすぐに山ヤの常識になった。



新宿駅で登山者にゴミ袋を配布し持ち帰りを呼びかける都岳連自然保護委員会メンバー 1975年ごろ

ゴミは無いけど

山に全然ゴミがないのかというとそうでもない。現実には、ポケットから落ちたアメの袋、タバコの吸殻や置き忘れたペットボトルを目にする。ミカンの皮など落としたのか、捨てたのか判別は出来ないも

のもある。そんなときは、自然保護指導員は積極的にゴミを拾って欲しい。また、ゴミ持ち帰り運動以前に捨てられた朽ちかけた空き缶なども発掘される。見つけたら拾って欲しい。

ゴミを捨てるこの影響

① 山の生態系を乱す

人が捨てた残飯をねらって山の動物たちが捕食し味を覚え、キャンプサイトに現れるという事例があげられる。北海道のヒグマが過去、登山者の食料をねらってつけまわしたという例もある。クマばかりでなくキツネ、イタチ、テンそしてドブネズミ、またカラスなどが残飯をねらって山をあがってくる。本来いない捕食者の侵入により、他の小動物がまたその影響を受ける。山の生態系が乱されるのである。例えば、上高地の小梨平のキャンプ場周辺でも本来いないドブネズミが増えているという。

また、残飯、生ゴミについているのは、細菌など目にはとらえられないものもある。立山のライチョウから高山にはないはずの大腸菌やその他の細菌が見つかっており、ライチョウの生息に大きな影響を与えていたとの報告も聞く。その他、水を汚染させるなどの間接的な影響も大きい。



キツネの糞から出てきた輪ゴム
(サンプル提供: 古見満雄さん)

② 美観をそこねる

ゴミが散らばっていると、美しい山の風景がだいなしくなる。町にあって欲しくないものは、当然美しい自然の中にはあって欲しくないもの、これは最低限のルールだ。

・タバコの吸殻 山でゴミは少なくなったがあいかわらず目に付くのはタバコの吸殻である。愛煙家は携帯用灰皿を必ず持つという常識を徹底して欲し

い。

③ 分解するゴミは捨ててもいいのだろうか

分解し自然に帰るならゴミとして捨てていい、の
ではない。いいのであれば
割り箸や紙、果物の皮など
も捨てていいことになる。
分解するかしないか、また
ゴミの大きさに関わること
ではない。また、果物の
皮、例えばミカンの皮は、
分解するのに 2 年もかかる
という。寒冷地の高山帯で

はさらに時間がかかるだろう。容易に自然に戻るもの
でもないのだ。

④ ゴミは燃やしてよいのか

ゴミを燃やして、量を減らしたくなるものだ。焚き火等の規制がなければ基本的に
はかまわないのだろうが、残った灰を全て
持ち帰ることできなければ、これは許され
ない。

持ち込んだものは持ち帰る、ティクインテ
イクアウトを心がけなければならない。

分解するものも、しないものもゴ
ミとして捨てられてから自然にか
えるまでにこんなに時間がかかり
ます。

1. みかんの皮……約 2 年以内
2. ガラスびん……約 1 000 年
3. 発泡スチロール容器…半永久
4. アルミ缶……約 500 年

(東京都教育委員会発行：平成 7 年高等学校
「環境と公害を考える」より)

山のトイレの問題

1) 山小屋のトイレは改善されたが

自然を傷つけない山登りと考え
ても、一登山者でどうにもならな
いのが水とトイレの問題である。

人間は 1 日に約 1.4 リットルの小便
と約 260 グラムの大便を出すとい
う。1 日千人規模の登山者が入る
ような山小屋ではその量は莫大な
ものである。

かつて（およそ 2000 年ごろま
で）山小屋でのし尿処理は地下浸
透や放流などが行われ（右図）、
山小屋の下流にある沢水を汚染さ
せる問題が発生していた。

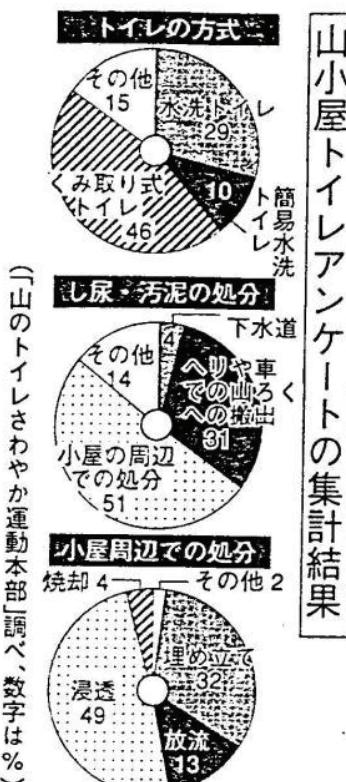
これが、1990 年代後半から山岳
団体などによる「山のトイレさわ
やか運動」が提起され、2000 年か
ら環境省の「山岳環境浄化安全対
策緊急事業費補助」の制度が創設
され、山小屋が環境を配慮したトイレの設置に関し
て補助金が出るようになった。この補助金制度の活
用によりおよそ 10 年余りで山のトイレは大きな改善
がはかられた。一時期、補助金中止もあったが、事
業は復活して、この制度は 2025 年現在も続いている。

一方、この事業で作られた環境配慮型のトイレは、
複雑な構造のもので、周辺環境が過酷な山岳では、
維持管理が容易ではなく（例えば微生物管理など）、
山小屋には大きな負担になっている。無人の避難小
屋のトイレについても維持管理の困難さがある。

登山者の排泄物はどうする

2) 山のトイレは有料

山のトイレは水も電気も無い山中にあり、
前記のように維持管理に手間がかかること
から、維持費も莫大である。その費用負担
を登山者に求められるのは相当であろう。
チップ制として始まったが、あいまいなチ
ップ制から有料徴収が流れになっている。



大雪山黒岳石室のトイレ 2022 年

強制的
な有料化
がよいの

であるが、その徴収のための機械の設置（無人化）
ができない山岳地では、コスト増になり困難である。
また、地方自治体が設置した公衆トイレでは、公衆
トイレであるが故、条例を制定しないと有料化がで
きない、そんな話も聞いた。

一方、一人当たりの費用は、一般的に求められる
100 円では、ほとんど賄えられない。とても数十円で

は済まない。決められた金額か、チップ制の場合でも少なくとも、1回100円以上は払う。そのための小銭を必ず用意する。

3) ティッシュペーパーは水に溶けにくい

ティッシュペーパーはトイレットペーパーと異なり一般に腰が強く水で容易には分解しないよう作られている。そのため、山で排泄物の処理に使うと、このペーパーの成分がなかなか水に溶けず自然に戻っていかない。

山小屋のトイレで使うときも同様。水洗トイレであっても分解しにくく、トイレのつまりの原因になる。山でのトイレの処理にはトイレットペーパーを使おう。

使用済みのペーパーは、トイレ内で回収している場合はそこに入れ、無い場合は持ち帰ろう。

4) すすむ携帯トイレの利用

有人の営業小屋の無い地域での山のし尿処理の進め方として携帯トイレの利用が始まった。2000年北海道の利尻岳、翌年早池峰で、2009年屋久島ではトイレベースが設置されるなど各地で広がった。野営地にトイレの無い場所が多くある大雪山では野外排出によるし尿の散乱が問題になったことから2018年には「大雪山携帯トイレ普及宣言」が出され、広い地域での取り組みが始まった。これらの地域で携帯トイレが無理なく使われるよう、携帯トイレベースを設けたり、携帯トイレを入山口付近で容易に



携帯トイレベース（大雪山南沼）

入手できるようにすることや、また下山口に回収ボックスを設置することが行われている。今後はさらに携帯トイレの普及が望まれる。



- ・チップや使用料を求めるところはきちんと負担する。そのための小銭も用意する。
- ・使用したトイレットペーパーとし尿は分別し、ペーパーは持ち帰る。そのためのゴミ袋も持つ。
- ・山のトイレは重要設備。その設備のルールに従う。バイオトイレなどでは異物がトイレの働きを阻害する要因や故障の原因になる。異物、ごみを捨てない。
- ・携帯トイレの使用を推奨しているところは、これに従う。用済みのものは必ず持ち帰る。登山口に回収ボックスがあればここに捨てる。
- ・緊急に野外排泄するときは、水場を避けて、穴を掘り埋め、使用したペーパーは持ち帰る。

（参考文献）岡田博行（2024）東京都山岳連盟自然保護委員会「自然保護指導員入門」

（文責 岡田博行）

3 (3) ii 山小屋を考える

I 日本の山小屋の変遷

江戸時代以前より木樵小屋、狩猟小屋、また山岳信仰の登拝のための小屋、近代になればダム建設や観光用の建物など、用途に応じた様々な山小屋が建てられていた。登山が盛んになってきた1905(明治38)年には白馬岳頂上直下にあった測量用石室の使用権利を取得した松沢貞逸により日本で最初の近代登山者向けの営業小屋、現在の白馬山荘の前身となる「白馬頂上小屋」が建てられ、1915(大正4)年には木造平屋建ての小屋を増築し、その年の白馬岳の登山者は4000人を超えたという。

1913(大正2年)からは陸地測量部が作成した北アルプス周辺の5万分の1の地形図が順次発行され、1930(昭和5)年以降商業雑誌として初の大衆向け登山雑誌『山と渓谷』の発行を皮切りに、『ケルン』『アルピニズム』『登山とスキー』『山小屋』などの専門家向けの登山雑誌が創刊、ガイドブックやパンフレット、ポスターなども作られ情報も充実し、登山への関心が益々高まっていく。このように大正から昭和戦前期にかけては鉄道網の拡充と相まって、新中間層と呼ばれる経済的、時間的にある程度余裕のある人々がこの登山ブームを下支えした。そして山小屋も開業ラッシュで、北アルプス山域だけを見ても、針ノ木雪渓下部に大沢石室が建設され、槍・穂高エリアでもっとも古い山小屋槍沢小屋(現槍沢ロッヂ)、さらに常念坊乗越小屋(現常念小屋)、燕の小屋(現燕山荘)、鳥帽子小屋、穂高小屋(現穂高岳山荘)、大沢小屋、槍岳肩の小屋(現槍ヶ岳山荘)と次々に創建、規模は小さいとはいえ徐々に登山客を迎える下地が出来上がっていく。その後、高瀬川湯俣に温泉を利用した休憩所仙人閣(現晴嵐荘)、三俣蓮華岳と鷲羽岳の鞍部に宿泊小屋(現三俣山荘)、さらに針ノ木小屋が建設されるなど、戦前には現在も営業する主だった山小屋が創建されて本格的な登山隆盛時代の幕開けを迎える。

そして現在、全国には700ヶ所以上営業山小屋があると言われている。(大町山岳博物館企画展「北アルプスの山小屋」等参照)

II 山小屋を経営するためにはいくつもの許認可が必要

日本は山国であり、あらゆるエリアに山小屋は存在するが、営業小屋として成立できるエリアは限られている。

北海道、東北、九州などは、首都圏や関西圏等からの多くの集客は見込めず、営業小屋を維持することは困難であるため避難小屋が圧倒的に多い。一方、北アルプス、中央アルプス、そして南アルプスや八ヶ岳などの山域では、登山者を惹きつける3000m級の高峰が連なるということもあるが、人口が集中する首都圏、関西圏からの来訪者が多く見込め、営業小屋が採算の取りやすい環境にあると言える。しかしながら、例えば、国立公園内で宿舎事業を営む

ためには、「行為許可と事業認可の2つをクリアする必要があり、個別具体的な判断となる。新規開業する門戸は開かれているが、土地を切り開いて新たに山小屋を建てたケースは、知る限り思い当たらない」と自然環境局国立公園課が述べているように、山小屋営業の新規参入については高いハードルがある。

現在全国に34か所ある国立公園は、「自然の保護と活用」を目的に環境省が指定して管理を行っており、厳しい規制がある。開業にはまずは自然公園法に基づく土地利用申請が必要であり、他にも建築確認申請、旅館業法の許可、環境影響評価等々、また特に建設計画が特別地域や特別保護地区に掛かる場合には更なる規制や条件が課され、環境大臣の許可が必要となる。

このように現在は国立公園内に新たに建物を建てる新規参入は非常に困難で、現存する山小屋の多くは世襲制で、古くは江戸時代にオーナー一族の先祖が建てた山小屋が引き継がれている。

III 山小屋の役割～登山者の安全確保、登山道整備、山岳環境保護・保全

山小屋の形態は、管理者が常駐する「営業小屋」と、無人の「避難小屋」に分かれる。避難小屋には緊急避難専用の小屋と、自炊・寝具持参の宿泊を念頭に置いた小屋がある。緊急避難専用の小屋は、雷や大雨や雹(ひょう)や強風等から一時的に避難することを念頭に設置されており、毎年多くの登山者の命が救われている。

一方、営業小屋は厳しい自然環境のなかでも登山者が安全・快適に過ごすために必要不可欠の宿泊施設であるが、それ以外にも遭難救助、登山道の維持・補修、トイレの管理、遭難防止のための啓発活動、周辺環境の美化・保全活動などの公益的役割も果たしている。

①宿泊・休憩場所としての役割

長時間の登山やトレッキングでは体力の消耗が激しい。貴重な休憩や宿泊場所として、多くの山小屋では食事や飲み物を提供しており、登山者のエネルギー補給や休養の場となっている。特に水場が少ない山域では、山小屋の給水施設が重要な役割を果たしている。

また、山小屋では最新の気象情報や登山道の情報を提供することも多く、登山者の命を守り、また快適な登山のために適切な判断を下せるようサポートしている。

②遭難救助にあたる役割

悪天候や事故の際、山小屋は安全な避難場所となる。怪我をした場合や道に迷った場合にも、助けを求められる場所として機能している。

③登山道を維持・管理するほか、山岳環境を保護保全するなどの役割

山小屋が担う大きな役割として利用環境の整備がある。登山道の巡視・補修・トイレの管理や遭難を未然に防ぐための啓発やルート情報提供等、利用環

境を維持するための公的な役割も担っている。また山岳環境保護の啓発活動や、動植物に関する知識などを提供する等、登山文化を支える重要な場として機能し、あるいは学術調査に協力したり地元の歴史や文化を伝える役割を果たすこともある。日本ではこれらに割かれる公的な予算が少ないとから、これまで国立公園はもとより登山インフラの維持管理は山小屋をはじめとする民間事業者が支えてきた。

しかし昨今、物資の急騰や異常気象による登山道の荒廃など、山小屋の存亡に関わる問題が相次いで起こる中、追い討ちをかけたコロナ禍。山小屋は大きな岐路に立たされている。



IV 山小屋が抱えている現状の課題

コロナ禍以降、多くの山小屋が危機的な状況にある。

これまで、ハイシーズンの週末は、隣の宿泊客の頭と足を交互にして雑魚寝することも珍しくない状態だったが、コロナ禍で山小屋の利用者が減少したり定員を制限することで利用者は快適に過ごすことができるようになった。しかし、山小屋の経営は逼迫し、物価の高騰も相まって宿泊料金やテント場使用料金が値上げされ、北アルプスでは、コロナ禍前に比べて宿泊料は2~3割の増加、幕営料については2~4倍に上昇しているところもある。またこの値上げには、これまで山小屋の事業収益の一部と労務負担によって賄われてきた以下のようなわゆる「山岳の利用環境の整備費」も含まれる。

たとえば国立公園登山道脇の公衆トイレ、設置費用は環境省が負担するが、電気や水、清掃の入件費といった維持管理費用は利用者の協力金だけでは足りず、その不足分は山小屋が負担してきた。コロナ禍以前は、多くの登山者が山小屋を利用していたため、山小屋が公益サービスを負担し続けてきたことは見えにくかったが、コロナによって利用者が激減したために顕在化した問題である。ほかにも、最近では慢性的な人手不足やヘリコプターによる輸送費の高騰などの問題も発生し、山小屋経営の圧迫に拍車をかけている。このままでは、営業期間を短縮したり、事業の継続を断念する山小屋が出てくる可能

性もある。「そうなれば、周辺の登山道の維持、トイレや給水施設の提供もできなくなるでしょう。その結果として、登山者の安全や自然環境の保全にも大きな影響が出てくると思われます」と、山小屋関係者は話す。

このような問題を解決し快適な登山環境が提供できるよう、将来的には環境省、林野庁や関係自治体等の許認可権限をもつ機関が連携して整備等の事業を行なうことが必要と思われる。更には、山小屋事業の公的な役割を法的に明確化することや、継続困難な山小屋の運営に公的機関の関与なども検討すべきである（同関係者の言）。

コロナ禍で苦境に立った山小屋を支援するための基金やクラウドファンディングが創設され、かなりの成果を挙げたことは記憶に新しい。また、令和3年度から上高地地域では、北アルプストレールプログラム（登山者から1口500円の協力金を募り、利用者が登山道維持参画できる仕組）の実証実験を重点的に行ってきただ。また岐阜県飛騨側地域や富山県立山地域、乗鞍岳地域などにおいても実証実験エリアが拡大されている。

このような寄付金等への支援や山小屋を積極的に利用することは、山岳環境の維持管理のために大切である。また遭難救助のために山小屋のスタッフの手を煩わせないよう無謀な登山を避け余裕をもった登山計画を立てることも、ひいては山小屋の支援に繋がる。

更に山小屋の負担を軽減するためには登山道を傷めないことが重要なポイントであり、特にポールの先端には保護キャップをつけること、平坦な道などポールが不要な場所では使わないことなどトレッキングポールの使い方に注意を払うことも支援策となる。

現在の山小屋が直面している危機的状況は、「待ったなし」である。

V よりよい関係を築くために

昨今、山小屋も宿泊予約が一般化してきた。併せて、予備的な予約や他の山域と同日二重予約しておき天候を見て行き先を決める、キャンセルの連絡をしないなど、山小屋に対するマナー違反の登山者から小屋を守るためにデポジット制度を導入している小屋も増えてきている。

山小屋の重要な役割として、緊急時に避難するための建物であるという点が挙げられ、当日に宿泊を申し出た登山者に対して宿泊を拒否することはあまりないとはいえ、食材や寝具の準備、部屋割りなどの都合もあり、事前に予約をして利用することがマナーといえる。

とはいえた山小屋の予約をしているからと言って、悪天候の中で無理に登山をする必要は全く無く、多くの山小屋は前日や当日のキャンセルにも対応しているため、事前に天気などを確認して登山計画を見直し、安全を最優先した登山をしたい。

コロナ禍以降、宿泊人数を制限するなど厳しい経営環境の中で登山者や山の自然を支えて下さってい

る山小屋に改めて感謝し、慣例に囚われることなく新しいルールや山のマナーを理解し守ること、可能な支援に応ずることで、私たち登山者は山岳関係者と強い信頼関係を結んでいけると思う。

指導員は折に触れ、こうしたルールマナーの啓発に努めたい。



登山者を温かく迎える山小屋

VI 避難小屋の活用

登山者が利用する宿泊施設には避難小屋もあり、山小屋とは、その目的や運営形態が異なる点についてはⅢで概観した。避難小屋は、悪天候に見舞われたり、予定の個所まで安全に辿り着けそうもないときなど、緊急時の避難場所として設置されており、無人で寝具や食事の提供はないのが一般的である。

秩父多摩甲斐国立公園の避難小屋などには、「あらかじめ宿泊予定地として利用する事は極力避けるように」と明記されている施設もあるが、その一方で、例えば東北地方には宿泊場所として管理人がいて簡単な食事を提供する避難小屋もある。高層湿原やお花畠、草原が多く、テント泊をすると山そのものにダメージを与えるような山域では避難小屋を使用し、テント泊は非常時以外避けるのが原則である。

このように一部の避難小屋を除いては無人で、その場所を利用する登山者が自主管理することになるが、利用する際の注意点をまとめると、

- ①地域によって利用条件が異なる
- ②水場やトイレがあるかどうか事前の確認
- ③寝袋や食料、燃料などは持参する必要があるか
- ④限られたスペースを先着順で利用するが、譲り合いの精神が必要
- ⑤使用後は清掃を行い、ゴミは持ち帰る
- ⑥小屋を出る際は、窓や扉をしっかり閉める

避難小屋は、登山者の安全を守るために重要な施設であり、計画的に利用し安全に配慮しながら利用、宿泊することで、山での経験を重ね、山の厳しさも楽しさも教えてくれる場でもある。

時折見られる「一定以上の人数で小屋を占領するような使い方」はマナー違反であることを指導員として利用者に周知徹底して、このかけがえのない施設の維持に協力していきましょう。



奥多摩御前山避難小屋

(文責 小高令子)

3(3) iii 登山道・国立公園等へのペットを伴っての行動について

1. 現状の取り扱いについて

自然公園法第21条では国立公園特別保護地区において「動物を放つこと」が禁じられている。特別保護地区とは、国立公園のなかでも特に自然環境が貴重な地域である。ただし放つことは禁じているものの、連れ込むこと自体は禁じられていない。地域ごとの取り扱いはさまざまだが、国内で広く禁止される傾向にあるとまでは言えず、環境省のホームページでも「各地域のガイドラインに沿って行動してください」と記述するにとどまり、可否の判断やその基準は詳らかでない。

2. ペットを伴って行動することの問題点

一口にペットといつても、犬や猫を中心として小動物やげっ歯目(フェレット、ハムスター、ハツカネズミなど)、爬虫類(蛇、トカゲなど)、鳥類(インコ、オウム、一部の猛禽類)、両生類、昆虫までもが考えられるが、懸案となる事項はいずれの動物もほぼ共通である。以下犬を例として記述するが、登山道、国立公園・国定公園(以下国立公園等)において、可否の判断とその理由は犬を飼っているかないかで大別できると考える。

(1) 犬の連れ込みを可とする側の論理

①禁止する法律はない。犬は家族であり自身の生活と不可分であるため、禁止されていなければ一緒に行動する権利がある。

⇒可否に対する法律の判断が明確でないこと自体は事実であるが、家族であるとの点については認識の分かれるところがあり、議論は平行線となる場合が多い。

②犬が山に入ることが環境破壊というなら人間のほうがより破壊している

⇒し尿の処理に関してはトイレを使う、持ち帰る

等制御が可能な人間と比較すれば動物の排泄物は現地に放置される場面が多いと思われる。磐梯朝日国立公園の五色沼探勝路において、1987年から2007年まで調査を行った結果、犬の連れ込みが増加した2000年以降周辺でテン、イタチ、タヌキ等野生動物の糞の痕跡が減少したとのデータもある。

犬による縄張り主張のマーキング(尿)、糞などの放置に起因する臭気のため、野生動物が近づくことを忌避したものと思われ、結果的に生息域を圧迫したと考えられる。

③狩猟等で山に入る犬は多くいる。また災害救助犬や警察犬が入山する場合とどう違うのか⇒狩猟対象の動物が棲息している地域は古くから動植物の採取等、人に積極的に利用されてきた場所であり、今ある環境を維持・管理す

べき登山道や、価値のある自然環境を保全しながら後世に残すべき国立公園等と同列には論じられない。

災害救助犬や警察犬は個々の特性を見極めたうえで厳しい訓練を経てその任務に就いており、一般的にペットとして飼育されている犬がレジャー目的で入山する場合と比較の対象にすべきでない。またそれらの使役犬が入山するのは、未発見の要救助者を捜索する等人命に差し迫った危機がある場面でありその必要性は社会的な同意を得ている。

(2) 犬を連れ込むべきでないとする側の論理

①犬が持っている感染症などが野生動物に対してどのような影響をおよぼすか判らない。
⇒予防接種をしていれば連れ込んでも野生動物に影響しないとの意見もあるが、すべての犬が感染症等を持たず、かつ必要とされる予防接種を受けているか否かを現地で確認・検証することはほぼ不可能。

②犬が苦手な人、動物に対してアレルギーを持つ体质の人にとってはその存在自体が脅威となる。

⇒登山道で死角から出くわす、あるいは吠え掛かられる等、回避行動の際の転倒転落の危険性。

犬連れのハイカー同士でお互いの犬がトラブルを起こす等の懸念。

③登山は犬にとっても過剰な負担となる

⇒登山道状況の事前把握不足で(梯子場、フィックスザイル、鎖場、険しい岩稜等)犬が通過できなくなる。あるいは予期せぬ負傷や疲弊で行動不能となった結果、飼い主が担いで行動せねばならない状況に陥った場合、体重10kg程度までの小型犬でも飼い主の負担は大きく、足元注意不足や体力消耗により危険な状況となる懸念。

④登山は負傷や道迷いが発生するリスクがある。

飼い主が行動不能となった場合の取り扱い。

⇒飼い主が意識を失うと管理不能で放棄状態に。またヘリ救助要請をした場合搬送対象は原則負傷者本人のみであり、ザック他装備品類は残置となる場合もあるため、野犬化する懸念がある。

⑤毒のある動物や植物を食べてしまう懸念。

⇒犬がヒキガエルを舐めた結果、帰途に容体が悪くなった実例あり。

3. 今後の課題

ペットの持ち込みが禁止されている地域(例:美ヶ原・八島ヶ原湿原周辺の遊歩道や木道、尾瀬など)

においては可否が明確であるが、犬についてはリードがあれば持ち込みは可能とも読み取れ、環境省も公式ウェブサイトでそれを認めている。

しかしながら環境省の回答にはいくつかの留保が付き、最終的には「地域のマナーを尊重してください」と判断を現場に委ねている。アメリカやヨーロッパ、さらにオーストラリアやニュージーランドなど、登山やハイキングがポピュラーな国では、国立公園内への犬の連れ込みを明確に禁止しているケースが多い。禁止の理由は、日本で犬連れ登山に反対する側の意見とほぼ同様で、犬が入り込むことによって、貴重な自然環境がダメージを受けるおそれがあるということである。

しかしながら海外の国で犬の連れ込みを禁止しているのは国立公園内に限られる。つまり国立公園外では犬を連れて歩いてもかまわないわけで、エリア区分を明確にルールとして記しているところもあり、可・不可の範囲が誰にでもわかりやすく設定されている。

日本も環境省が指導力を発揮して明確なガイドライン策定を行う段階へ進むよう各方面から提議していくべきであろう。

(文責 清水知樹)

3(3) v 危険な動物・植物・虫・菌類など発見時の対応

種類	名前	対応	図	種類	名前	対応	図
動物	イノシシ	明るい時間帯でも出没するので・エサを与えない ・刺激しない・近づかない		草本類	バイケイソウ	生育場所: 林内や湿った草原に生え、やや群生する 症状: 吐き気、嘔吐、手足の痺れ、呼吸困難、脱力感、めまい、痙攣、血压低下 30~60分で発症 注意点: オオバギボシ、ギョウジャニンニクと似ている 加熱調理しても毒は消えない	
	ヒグマ	大型で気性が荒く人間を襲う※寒い地域になるほど熊は大型になる。北海道に生息している。 早朝や夕方は特に注意			ハシリドコロ	嘔吐や下痢、めまい、瞳孔拡大、錯乱、幻覚、麻痺、などの神経中毒症状が起こる。 100gほど食べると死ぬ危険性があるとされている。 沢沿いの水辺、山間の日陰などの湿った木陰に群生する多年生の草本。 フキノトウと間違えやすい。	
	ツキノワグマ	主に本州に生息していて性格は大人しく臆病である人間を見ると逃げるが、子熊を連れた母熊は子を守るために襲って来ることがある。 ※熊の出没する山では、少人数での登山は不安全。クマに刺激を与えるような行動はしない。 熊除けの鈴、話し声、ラジオの音等は効果がある。早朝や夕方はクマに遭遇しやすい。			イラクサ	野や湿り氣のある林床などに育成する。 樹皮や根に有毒配糖体がふくまれ、毒性が激しい。 嘔吐、腹痛などで痙攣を起こし心臓マヒで死亡する。 茎や葉に1~2mmの刺があり触ると直後に疼痛、紅斑、膨疹が生ずるが数時間で軽快する。	
	マムシ	・体長45~80cm 体型は太短く頭は三角形 背に鎌形の斑紋が並んでいる 山地や田畠、水辺等の湿った所を好んで生息している ・主にネズミやカエル、魚を捕食する 噛まれた時の症状: 血が止まりにくくなる・筋肉の腫れ・棲死・血管拡張・血圧降下・視力低下等 応急処置: 1. 傷口を洗い安静を保ちながら医療機関に運ぶ 2. 利尿作用を促すため水分を摂る 3. 冷やさない(冷やしても蛇の毒には効果がない)		菌類	カエンタケ	死亡例もある猛毒菌であり、触れたり近づくとも危険。 近年関西を中心に広がるナラ枯れの後に発生しやすい	
	ヤマカガシ	体長60~120cm 色彩が鮮やかで赤色や黄色黒色の斑紋がある。 近畿地方から中国地方には青色の個体もいる 水田や河川の岸辺の草むらに生息している主にカエルや魚を捕食している。非常に強い毒性を持つ蛇であるため、絶対に刺激を与えない 症状: 皮膚に触れるたとえ炎症を起こす。噛まれた時の症状: 血が止まりにくくなる・全身性出血(消化器官、脳)・血尿など。 対応: 1. 慢げず安静にする。2. 噙まれた処から心臓に近い所で軽く絆る。3. 救急車を呼び手当てを受ける。咬まれないために: 刺激しないでその場を離れる毒蛇の居そうな所では素肌を出さない			ツキヨタケ(シイタケ似)	中毒儀礼の非常に多い毒きのこ。縦に裂くと基部に黒いしみがある。傘と柄の境目にしばりのような隆起がある。 中毒症例 食後30分で悪寒、腹痛、頭痛、しひれ、嘔吐、下痢など全身に症状が現れて死に至る。皮膚や粘膜のびらん、脱毛など体表面にも症状が出来る。	
	ヒキガエル	体長7~20cm位の大型のカエルで耳の後ろにある耳下腺や皮膚(イボ)に毒腺を持つ 夜行性で産卵時期以外は地面の中で寝ております、雨が降ると地面から出てくることが多い 症状: 口腔の刺激、よだれ、嘔吐、下痢、呼吸困難、運動麻痺、虚脱、発作など死に至ることもある ※舐めたり食べたりしたら、口を水で洗い流す 誰か30分以内なら吐かせる カエルを触ったら必ずしっかりと手を洗う			クサウラベータケ(シメジ似)	腹痛、嘔吐、下痢などの胃腸系中毒、神経系の中毒になる。 日本で最も中毒事例の多いきのこである。 ひどい場合は死亡する。食用のウラベニホテイシメジと酷似している。	
	ホンウルシ	3~8m 9月頃から紅葉し始める。 有害部分: 樹液、葉 症状: かぶれの症状を起こす			ニガクリタケ	中毒症例 激しい腹痛、嘔吐、下痢、脱水、けいれんを起こしに至る。	
	ツタウルシ	山野の林縁や岩に登り着生する 症状: 皮膚に強い炎症(うるしかぶれ)を起こす		虫類	スズメバチ	アナフィラキーショック。刺されたら冷やして様子を見る。くしゃみ、じんましん、めまい、呼吸困難などの症状が見られたら急いで医師の診断を受ける。ショック死まで20~60分とも言われている。黒色に向かう性質がある。 対策: 頭に帽子をかぶる。白色系の服装が望ましい。香水など、香料を含むものは身体に付けていない方が良い。	
	ヤマウルシ	ハゼノキに似ているが葉はやや薄い。 葉の表面や柄には毛が生える。葉は軸の両側に4~10対とハゼノキやヤマハゼよりも少ない。 焚火などで燃やすとウルシオールが含まれた煙が発生し、吸い込むとアレルギー反応を起こし呼吸困難になる。			ブヨ	小型のハエのような虫で、高原や山間部の渓流沿いで生息している。体長2~4ミリほどで春から秋の間に吸血と産卵を繰り返す。主にヒトに対し吸血被害を及ぼす。朝、夕に活動することが多い。耳の中も要注意。半日~1日後に徐々に激しいかゆみと赤い腫れが現れる。内出血や赤いしこりが長く残ることもある。露出したスネ部分を刺されることが特に多い。	
	トリカブト	毒があり危険 有毒部位: 根、茎、葉、花すべてに毒がある 春の若芽が山菜のニリンソウと間違えやすい			ヒル	体の前後、腹面に吸盤があり、人や動物に接触し付着する。落ち葉の下など湿気の多い所を好む。 活動期間: 4月~11月。ヤマビルの分布、秋田、千葉県、などで被害の報告がある。神奈川県丹沢山地東部を中心で確認されている。吸血されるが吸血時痛みは無く、吸血されていることに気が付かない。吸血後、傷跡からたらたらと出血が続く。	
	ヒヨウタンボク(キンギンボク)	毒があり危険 トリカブトに次ぐきつい毒がある 有毒部位: 全株			ダニ	山中では多種のマダニ類から吸血により皮膚炎を起こす。噛まれた時、無理にダニを取り除くと口器、頸体部が残るので、皮膚炎が激しく残存することがあり注意を要する。自然に餽血脱落を待つのは長時間かかるので、病院で摘出してもらう。	
	ドケツリ	飲食より30分以内の潜伏期間の後に発症 嘔吐、下痢、腹痛、意識障害、痙攣、呼吸困難になる 若葉をせり、根茎をワサビと間違えやすい			ムカデ	噛まれると強い痛みとともに腫れ上がって熱を持つ。	

(文責 松塙明則)

3 (3) 野生動物にどう対するか（野生動物に対する姿勢）

－野生動物に接するとき、私たちはどのように考え方どのように接するべきか？ 基本的な態度について－

近年、ニホンシカ、イノシシによる食害問題、クマによる人身被害が発生したり、また、特定外来動物の繁殖などによってその地域の生態系が攪乱され、場合によっては山麓から奥山に至る貴重な植生が失われ、高山帯の植物が喪失し、そこを生息地とする動物、植物、菌類の生存が脅かされるなどの事態が生じている。ここで言う野生動物は哺乳類と野鳥（鳥獣）に限定することにします。

野生動物は生息している地域の生態系において他の種、植物などとの関連の中でその生命を悠久に繋いでできているものであるから「野生は野生のままに」人間はできる限り干渉しないのが良い。

フィールドにおいては野生動物に以下のように対処しよう。

- ・捕獲したり餌を与えること。
- ・野生の営みの中で負傷した鳥獣はそのままにしておくこと。
- ・テント泊やキャンプをするときは食べ物、ゴミを残さないこと。
- ・山村集落、山麓地域では果樹の実は未収穫のまま放置しないこと。
- ・フィールドで出会ったときは、捕まえたり驚かしたり大声を出したり目を見つめたりせず静かに離れること。
- ・観察するときはできるだけ距離を保ち、その動物本来の生活、行動に影響を与えないこと。
- ・飼い犬などのペットは原則、連れ込まない。

－保護と適正な管理が必要－

現実的な問題として、生物の多様性を保全しその地域の本来の生態系を維持、復旧し住民の安全を守るために、保護だけではなく適正な管理が必要である。このために、日本に生息する野生動物への対応として「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（いわゆる「鳥獣保護「管理法」）が施行

行されている。この法律に基づき日本の鳥獣は保護、管理されている。これには保護のみに限らず、生息数管理や駆除も含まれる。この法律の具体的な施行は各都道府県や市町村に委任され、各自治体においてその地方における状況を踏まえた運用を行っている。

－野生動物に襲われたり、襲われそうになった場合の緊急事態や害虫に刺されたり噛まれた場合の対処について－

ツキノワグマの場合

クマ鈴を鳴らし、ホイッスルなどを吹きながらクマに人の存在を知らせながら歩くのが良い。できればクマスプレーをいつでも噴霧できる状態で身に付ける。噴射距離や使い方については事前によく練習しておくことが必要である。

いきなり会って襲われた場合、リュックを背負ったままうつ伏せになり首、頭部を両手で覆って守る。両脚を開いてひっくり返されないようにする。

距離がある場合は逃げ出さないで、クマに正対して静かにあとずさりしながら距離を開けていくこと。木に登って逃れようとしてもクマは登ってくる。

に静かに離れること。

マムシの場合

噛まれた場合は噛まれた部位をすぐに大量の水で洗い流すこと。下山後直ちに医師に診てもらうこと。

スズメバチの場合

スズメバチが近くにいる場合は腕を振る、走って逃げるなどの急激な動作をせずゆっくりハチから離れていく。刺された場合は大量の冷水で患部を冷やし続ける。下山後直ちに医師に診てもらうこと。

ヒルの場合

長袖シャツ、長パンツなどを着て肌を出さないようにする。入山前に首筋、袖口、足首などをしっかりと閉じておく。食塩及び噴霧器に入れた食塩水を用意する。入山前に首筋、袖口、

イノシシの場合

いきなり会って襲われた場合、イノシシは人の股や太もも付近を突いたり噛み切りにくるので、そこを何らかの方法で守る。距離がある場合は刺激しないよう

足首などに噴霧しておく。喰いつかれた場合は食塩を直接振りかけるか食塩水を噴霧するとヒルすぐには離れる。
「ディート」や「イカリジン」を成分として含む虫よけスプレーを使用するのも有効。市販の虫よけスプレーに「ディート」や「イカリジン」を成分として記載しているものがある。これらは蚊、ブユ、アブ、マダニ、ノミなどの忌避剤だがヒルに対しても有効である。食塩水と同様に使用するが、製品の使用注意書に従って頂きたい。吸引や目、鼻への直接の噴霧は禁止である。また、ときどきのかけ直しが必要である。

「ディート」を含む製品は幼児への使用は控えること、またプラスチック製品への塗布、噴霧は避けること。

ヒルに喰いつかれた場合は、噛まれた部位を水でよく洗い流すこと、高ヒスタミン剤を含む軟膏、または副腎皮質剤と抗生素質を含む軟膏を数時間おきに患部に塗布する（市販品：リンデロンVGなど）。

ブユの場合

「ディート」または「イカリジン」入りの虫よけスプレーを使用するのが良い。使用に当たっては前項と同様の注意を払って頂きたい。

(文責　伊藤　直)

3(3)iv 山中のキャンプについて

—特に火の使用と後始末について—



我々が山に入りて泊まる場合、山小屋に宿泊することが多い。その山小屋は営業小屋と避難小屋に分かれるが、いずれにしても宿泊についてはそれぞれのルールとマナーに従って宿泊すれば済む。また、その小屋使用についてのルールやマナーや問題点などについてはこの手引きの他の章を参考にしていただきたい。

ここでの問題は、例えば、指定された幕営地以外でのテント設営などによる宿泊行為、特に予約できない避難小屋が満員の場合のその周辺での幕営など。また、特に沢登などの途中での沢の側での幕営。それ以外では、山域を含む国有地や私有地での無断の幕営などを問題点としてここでは考えていきたい。

(1)ビバークの場合

ビバークとは、登山において山中の緊急的な宿泊行為である。テント泊だけでなく、やむを得ず山の中に緊急で泊まる行為なので、その人（たち）の命にもかかる事態であるから、やむをえず許されるべきであるが、いくつかの問題点もある。

i 注意事項1

この手引きでも指摘されているように、私たちは山に入りて出るときには何の痕跡も残さぬように努力することが大原則であると考えている。ゆえに、たとえやむを得ぬビバークであっても、その痕跡は残さないようにしたい。もちろん、それは自然保護のために（自然にインパクトを与えない）、そして、その場所の所有者に対するマナー（場合によれば、法律上の責務）もあるから。

そのことは分かっていても、ガスコンロなどの炊事用具を持っていない時には、おそらく直火による焚き火で暖をとることもあるだろう。その場合、その火の後始末をする必要が出て来る。

火を燃やした材などは地中に埋めて、火は残っていないかを必ず確認する。水をたっぷりかける必要

がある。水が十分にその近辺でとれないときは燃やした材を完全に土を掘って埋めてしまうことである。この場合、消火を確実にすることが一番大事なことである。

できれば出発する予定時刻よりも早めに消化してそれが完全に消えているかどうかを確認してから出発することが必要である。仮に残り火が消えていない場合でもその上に土を完全にかぶせておけば類焼は免れる。

ii 注意事項2

このビバークによって、排出されるゴミや排泄物の処理方法は、この手引きの他の章を参考にいただきたい。いずれの場合も、何も残さないようにすることが肝要だ。できるだけ自然にインパクトを与えないためである。

ちなみに、アメリカの国立公園内では、沢における水の流れの近くでのビバークは強く禁止されている。もちろん、排泄も禁止されている。違反者にはレンジャーの逮捕権限を行使するようだ。

(2)幕営(キャンプ)指定地以外でのキャンプ

i 注意事項1

上にあげた、避難小屋の中が宿泊者でいっぱいの場合を想定してみよう。

かつて屋久島でも問題になったが、予約制でない避難小屋が満杯の場合は、外で幕営をするしかないのは仕方のないケースである。満杯だからすぐに引き返せというのも無理がある。これはビバークに準ずると考えるしかないのではないか。

しかし、たいていの場合、避難小屋の中での状況が問題であることが多い。かつて北海道の大雪山での縦走中の事故の場合もそうであったが、やはり避難小屋の使用状況が大きくその原因の一つとなっているとされた。いわゆる業者による避難小屋でのスペースの予約的独占である。どんな状況になろうが入ってくる宿泊者に狭くてもそのスペースを作るのがマナーであり、生死にかかる時は他の宿泊者にスペースを空けることはルール（場合によれば責務）となるのではないか。その場合、グループ単位でスペースをあらかじめ確保するような行為は断じて許されないと考えるべきである。避難小屋内のスペ

ースの先取りについても同様なことが想定される。

ちなみに、筆者はある営業小屋で急変した悪天候のために登山者が押し寄せて布団1枚に3人が互い違いに寝かされた経験が何回かある。いわば緊急避難である。この営業小屋の行った判断と実践を避難小屋でも自主的にできるようになりたいものである。

ii 注意事項2

上にあげた、山域での指定キャンプ場（幕営地）からはみ出したり、その場所以外で幕営する場合を考えてみよう。

最近は山域でのキャンプ場（幕営地）は、委託も含んでたいていの場合所定の山小屋が管理していることが多い。指定域以外の幕営には厳しい指導をしているところが多いようだ。特に近年は、指定キャンプ地での幕営さえも「事前予約」が必要なことが多い。ということは、幕営地への予約ができないときはその場でのテント泊はできないということが山行予定に組まれるはずである。したがって、その場合は予定コースの変更などになるはずである。

いずれにしても、高山での幕営地の周りは自然保護すべき植生の中での特別エリアになるはずなので、絶対はみ出してはならないのは当然である。

また、直火は禁止のところがほとんどであるので、当然地面にインパクトを与えない火器類は持参が鉄則である。

また、山行予定の段階で、幕営を伴う山行計画をたてるときには、その予定の場所について、許可された所定の場所以外にテントを張る場合は、「所有者の許可」を得ることが必要である。山域の場合は、国や自治体や個人などの所有が複雑に入り組んでいるのが日本の山域の実情であるので、その幕営地の所有者を知ることは難しい場合もあることが想定される。

また、現場に行って初めて「キャンプ禁止」の標識を見る場合もあるかもしれない。その場合幕営はしてはならないのは当然である。

どうしても幕営することが必要な場合は、上の「ビバーク」に準ずる注意事項を遵守することが大事である。

iii 注意事項3

ある低山であるが、山の上に風景のきれいな池がある。最近のキャンプブームで、この池の周りに休日前夜になるとテントがいくつもたつ。もちろん、ここはキャンプ禁止であるが、所有者が共有地となっており、その管理などが集落での高齢化のために不十分になっている。

また、この辺りは、かつての第2次登山ブームの時にこのルートを歩いたハイカーたちのタバコの火の不始末でこの池の辺りのアカマツ林が広範囲で焼失した大火事があったところもあり、住民はそれをいまだに言い伝えており、不法に幕営するキャンパーたちの動向を今に終わるだろうとの予想をしながらも、恐れながら見守っている。このような状況に似たところは全国にあると思われる。

この例の場合は、山岳連盟のメンバー（自然保護委員含む）が通りかかった時はこれらのキャンパーたちに厳しく注意しているが、それにしても限界がある。

いずれにしても、火の後始末を完全にしてもらうことと、排泄物は自己責任で持ち帰ってもらうことである。しかし、彼らがこれを順守しているかは極めて疑問である。また、このような人たちによる失火で、森が焼けたりすると、法律上の責任が生じる。刑事上ないし民事上である。

我々指導員がこの場面に遭遇した時には、その注意の仕方などについては、この手引きの該当する章を参考にしていただきたい。



(3) 問題点・解決点

上にいろいろな想定されるケースを述べてきたが、いずれにしても

i 山域では、火の後始末は自己責任で完全に消化

を確認するようにしたい。

違法な幕営による発火によって森林などに損害を与えた場合は法律上（刑事上ないし民事上）の大きな責任を果たさなければならない。

ii 山域では、たとえ指定場所での幕営であっても自己の排泄物やその他のゴミなどはすべて持ち帰ることは登山者以前の一人の人間としての最低限の責任であることを肝に銘じておこう。

Iii 最近は、山小屋もテント泊も、予約が原則となってきた。現状に即した登山計画をしっかりと立てて楽しい山行ができるようにするべきだし、そのように指導するべきだろう。

参考資料

自然公園法の第20条第3項では、特別地域ないし特別保護地区では、テントの設営は、「工作物を新築し、又は増築すること」にあたり、テント設営指定場所以外では設置には「許可」が必要である。また、同法第21条第3項では、特別保護地区で、「六 火入れ又はたき火すること」が禁止されている。そして、同法第83条には、うえの違反行為には「6月以下の懲役又は50万円以上の罰金に処する」と規定されている。

しかし、実際にこれを適用された事例を確認することはできていないが、指導する立場からは、同法の規定の紹介は必要な時には触れなければならないと思われる。

（文責 山本憲彦）